

【一般項目】

1 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震による津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、県境を越える多数の避難者の発生が想定されていることから、周辺受入市町と一体となった広域避難体制を構築するための広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化や堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えています。本県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、広大な海拔ゼロメートル地帯を抱える桑名市と木曾岬町において、理論上最大の震源モデル(L2)を用いた想定で約8万人、過去最大の震源モデル(L1)を用いた想定で約5万8千人の避難者が発災1か月後でも残っているという想定結果となっています。また、同じ海拔ゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県でも同様の被害が想定されます。
- 昭和34年の伊勢湾台風により、桑名市や木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の温暖化の影響等により、想定を超える巨大台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害を被り、南海トラフ地震と同様、長期にわたる多数の避難者が発生することが懸念されます。
- 海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、その状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、同地帯の排水等の応急復旧が完了するまでの間、これら避難者を周辺市町で受け入れてもらうための広域避難体制の構築が必要となります。
- 県境を越える多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠なことから、現在、東海三県一市からなる防災対策連絡会議とも連携しながら、本県と関係市町が設置した「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、当該地域における津波および高潮からの広域避難計画の策定に向けた検討を進めているところです。今後、同協議会において策定する計画の実効性を担保し、実用に耐えうるものとするためには、既存施設の改修を含む大規模広域避難施設の整備や、津波、高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施による計画の検証などが必要となるため、これら広域避難体制を構築するための財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

2 消防力向上への取組に対する支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】制度・**予算**

- 1 消防の広域化や緊急消防援助隊の増隊に係る取組について、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置を講じること。
- 2 救急業務の高度化に対応するため、消防本部や消防学校が保有する訓練資機材の新規（更新）整備に対する財政支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 緊急防災・減災事業債については平成 28 年度までの措置となっていますが、同事業債は消防の広域化や緊急消防援助隊の増隊に係る取組に関する財政支援措置となっています。
消防の広域化や緊急消防援助隊の増隊に関する取組については、平成 29 年度以降も継続して行うものであることから、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置が必要となります。
また、緊急防災・減災事業債は、これまで平成 28 年度まで制度が延長されたところですが、市町が計画している事業の中には、長期の事業期間を要する事業もあることから、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置が必要です。
- 2 救急業務の高度化に対応するため、消防本部や消防学校は、保有する救急用の訓練用資機材の充実（新規整備や更新整備）に努めていく必要がありますが、近年の地方自治体の厳しい財政状況の中で十分な整備が進んでいない状況にあります。
そのため、消防防災施設整備費補助金における補助対象として救急用の各種資機材を追加するなど、財政支援措置の拡充を講じることが必要です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針、救急救命士法施行規則

3 県南部地域の津波防災対策へのDONETの活用促進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

県南部地域の津波防災対策への地震・津波観測監視システム（DONET）の活用を図るため、関係研究機関の地方自治体への支援体制の構築およびDONETの観測監視体制のさらなる充実・強化に向けた財政措置等を講じること。

《現状・課題等》

- 本県が実施した南海トラフ地震を想定した地震被害想定調査結果では、津波からの逃げ遅れにより津波死者数が最悪の場合約3万7千人に上るとされており、そのうち伊勢志摩から東紀州については、外洋に面し、津波到達時間が早いことから津波死者数が約2万9千人に達する見込みで、深刻な被害が想定されています。
- しかしながら、地震発生直後から全員が避難行動を取ることができれば、大幅に被害が軽減できるとの想定も示されています。
- このため、本県では、伊勢志摩サミット開催を契機に、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）および国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）の協力を得て、南海トラフ地震による津波発生の早期検知が可能な地震・津波観測監視システム（DONET）の観測情報を活用したシステムである、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を導入しました。
- 一方で、伊勢志摩地域以上に深刻な津波被害が予想されている県南部地域についても、その対策が急がれています。
- DONETを活用したシステムを県南部地域へと展開して地域の防災力を高めていくためには、JAMSTEC および防災科研の協力が不可欠です。
- これら専門的知識を有する研究機関と、本県をはじめとする地方自治体が連携し、DONETが地域の津波防災対策により有効なシステムとなるよう、互いに協力して研究・実用化へと進めていくための体制の構築が求められており、そのための国の支援が必要となります。

4 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用

(経済産業省、国土交通省、気象庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制の充実を図り、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 これまでにない規模の災害が発生する中、竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。
- 3 特別警報の発表について、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表に見直すこと。また、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体へ速やかに情報提供を行うこと。

《現状・課題等》

- 現在、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表では、南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70%程度とされており、地震発生の際の緊迫度が引き続き高い状況にあるとしています。
- 国の震源モデルを用いて本県が実施した地震被害想定調査（平成 26 年 3 月公表）では、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震が発生した場合、県内全域を強い揺れが襲い、県全体面積の約 95%が震度 6 以上となる想定が示されています。また、津波の到達が早い地域では、地震発生から 10 分以内に 10mを超えるものが押し寄せ、約 2 万 8 千 ha が浸水するとの想定が示されています。
- その結果、南海トラフ地震による最悪の被害想定では、県全体の死者数は約 5 万 3 千人とされており、そのうち津波からの逃げ遅れで死亡する人は約 3 万 7 千人にのぼり、全体の 7 割近くを占めています。
- 一方、地震発生直後に全員が速やかな避難行動をとった場合、逃げ遅れによる死者数は現状の約 3 万 7 千人から約 7 千人にまで減らすことができるなど、大幅な減災効果が得られる想定も示されています。
- このため、地震発生後、できる限り速やかに地震の規模や津波の到達等を予測して、津波による浸水が予測される住民等に対し周知し、避難を促すための体制が必要とされています。
- 現在、各省庁により、南海トラフ地震の震源域周辺でそれぞれケーブル式海底地震計やGPS波浪計、地下水等総合観測施設による、地震・津波の観測体制が整備されています。
- 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、こうした地震や津波を即時検知する観測監視体制の充実を図るとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。
- 特別警報の発表について、各市町村において気象状況が異なることから、府県予報単位ではなく、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表が行われるよう見直すことが必要です。また、特別警報の発表が見込まれる場合は、円滑な対応につなげるためにも、発表前に気象庁または気象台から関係自治体に情報提供を行い、関係自治体が態勢を整備するための時間を確保することが重要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 災害対策基本法、気象業務法

5 マイナンバー制度に係る適切な財政措置等

(内閣官房、内閣府、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることをふまえ、同制度の導入および運用に要する経費については、国が負担し、地方自治体に新たな経費負担が生じることのないよう、必要な予算を確保すること。特に、地方自治体が行う各種連携テストの実施に要する経費については、国庫補助を確実に措置するとともに、今後発生するシステムの維持管理に要する経費に関しても必要な財政措置を講じること。
- 2 マイナンバー制度の導入に伴い、地方自治体において対応が必要となる事務や作業についての情報は、地方自治体の事務等に遅れが生じないよう、内閣官房や総務省において一元的で地方自治体側にとって分かりやすい提供に努め、周知・準備期間を考慮して適切な時期に行うこと。
- 3 マイナンバー制度に関しては、住民基本台帳ネットワークの運営や通知カード・マイナンバーカードの発行、中間サーバーの運用等、制度の根幹となる業務を、地方公共団体情報システム機構が遂行することになることから、国民に信頼される社会基盤として制度を確立するため、同機構と密接に連携し、マイナンバー関連システムの不安定な稼働状況の速やかな改善・解決をはじめ、円滑な制度の運用を図ること。

《現状・課題等》

- 1 本県および県内市町においては、平成 29 年 7 月に予定される情報連携開始に向けて、システム整備、ネットワークの構築等の作業や総合運用テストに向けた準備を進めているところです。
平成 28 年度については、総合運用テスト等の各種連携テストを実施する必要がありますが、総務省で措置いただいた補助金を上回る経費がかかるなど、本県および県内市町等に経費負担が生じる可能性が残っています。また、整備を完了したマイナンバー関連システムについては、今後運用・保守等の維持経費が継続して発生することになり、地方財政への負担が懸念されます。
- 2 マイナンバー制度については、平成 27 年 10 月に番号の通知がなされ、平成 28 年 1 月から利用が開始されました。本県および県内市町においても、特定個人情報を適切に取り扱うとともに、平成 29 年 7 月に予定される情報連携に向けてさらなる事務の見直し等を進める必要があります。
しかし、準備期間が限られている中、システムの詳細情報や政省令など、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合が多く、また連絡が縦割りになりがちなこと加わって、作業の手戻りや準備の遅れにつながり、計画的な業務執行への支障が懸念されます。

- 3 マイナンバーカード（個人番号カード）については、平成28年1月から交付が開始されています。しかし、マイナンバーカードの発行を行う地方公共団体情報システム機構の運営するシステム障害により、県内市町においては、住民へのマイナンバーカードの交付が遅れるなど多大な影響が生じており、カード発行事務だけにとどまらず、制度そのものへ県民の信頼を失墜させることが懸念されます。

県担当課名 戦略企画部 戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、地域連携部 市町行財政課、情報システム課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

6 平成 29 年度税制改正に向けた提言・要望

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 消費税、地方消費税に軽減税率が導入された場合においても、地方自治体に減収が生ずることのないよう、安定的な恒久財源の確保を図ること。
- 2 ゴルフ場利用税は、その 7 割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応する財源となっているため、県・市町村の一般財源の確保の観点から、現行制度を堅持すること。

《現状・課題等》

- 1 消費税率が引き上げられた場合に、一定品目を対象に軽減税率が導入されることとされていますが、その代替財源の確保については、平成 28 年度の検討課題となっています。
- 2 ゴルフ場利用税は、消費税との「二重課税」であるという指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
しかしながら、その税収の 7 割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応する財源となっています。

県担当課名 総務部税務企画課

関係法令等 地方税法、平成 28 年度与党税制改正大綱

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

本県では、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン(平成27年度～31年度)」に基づき、結婚や子どもを持つこと、子育てについて理想と現実のギャップを埋め、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めています。

2020年(平成32年)をめどに少子化のトレンドを変えるためには、特に「少子化対策集中取組期間(平成27年度から5年間)」は、地域の実情に応じたきめ細かな取組と併せて、体制整備や制度構築、機運の醸成など全国的な取組を継続的かつ総合的に進めることが必要です。

また、「一億総活躍社会」を実現するためにも、地方からのさまざまな取組の活性化が重要です。

1 ライフプラン教育の推進

小中高の児童・生徒、大学生や企業の若手社員等を対象として、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的な知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

《現状・課題等》

○ 家族のつながりや地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活、家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。

子どもたちを含めた若い世代に、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識や自らのライフプランを考える機会等を提供することの必要性が高まっています。

このため、本県では、高校生を対象に、ライフプランや結婚、子育てをテーマとした講演会や保育実習の実施を支援しています。また、中高生や大学生、企業の若手社員等を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、産婦人科医等の専門家の派遣や、思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行っています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、保健体育課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

2 出逢いの支援

- (1) 企業や団体等を含めた地方における出逢い支援の取組に対して財政支援等を行い、国として出逢い支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示すこと。
- (2) 結婚を希望する方を後押しするとともに、企業等による出逢い支援の活性化につなげるため、結婚や家族を形成することについての意義やすばらしさ等のイメージが広がり、社会全体で結婚を応援する必要性についての機運が醸成されるよう、メディアを活用したポジティブキャンペーン等を進めること。

3 男性の育児参画の推進

子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりや具体的な取組が進むよう、地方が実施する男性の育児参画の取組に対する財政的支援を行うとともに、「イクボス」の取組等、企業等に対する働きかけを強めること。

《現状・課題等》

- 「みえの子ども白書 2016」によると、未婚の方が結婚していない理由として挙げた項目は「出逢いがない」、「収入が少ない」の順に割合が高くなっており、結婚の希望をかなえるためには出逢いの機会の創出と経済的な理由で結婚に不安を抱える方に対する支援が求められています。

また、まち・ひと・しごと創生本部の第2回地域少子化対策検証プロジェクト（平成27年10月）において紹介された「結婚・出産等に関する意識調査」では、交際相手と知り合ったきっかけは結婚意向の有無、性別、年代に関わらず「職場や仕事の関係」を挙げる割合が最も高いとする結果が示されており、結婚の希望をかなえるためには、企業による出逢いの支援の取組の活性化が有効と考えられます。

地方では地方自治体や企業、団体等による出逢い支援の取組が広がっており、県においても平成26年12月に開設した「みえ出逢いサポートセンター」を經由して実施した出逢いイベントの中から109組（平成28年3月末現在）のカップルが成立するなど、成果が出ています。

経済的理由で結婚に不安を抱える方を支援するために平成27年度補正予算で創設された結婚新生活支援費補助金を当初予算に計上して制度の恒久化を図るとともに、引き続き、地域少子化対策重点推進交付金の対象分野として企業、団体を通じた結婚支援も含めて選定するなど、国として出逢いの支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示す必要があります。

- 内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査」によると、結婚意向に関する周囲からの影響は「周りの友人・知人が次々と結婚や出産をする」(62.7%)、「友人の幸せな結婚や家庭の様子を感じる」(50.5%)、「周囲から幸せな結婚の話聞く」(41.3%)の順に割合が高く、周囲の友人や知人の影響が強くなっています。

また、県の「みえ出逢いサポートセンター」に加入する企業は121社となるなど、出逢い支援に関心のある企業が増える中で、結婚の希望をかなえるためには、企業による従業員向けの取組の活性化が有効と考えられます。

結婚については個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、結婚を希望する方の後押しや企業等による出逢い支援の活性化には、メディアを活用して、結婚や家族形成の意義やすばらしさ等のイメージが広がり、社会全体で結婚を応援する必要性についての機運が醸成されるような取組が必要です。

- 「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える割合が高いものの、子育て期男性の多くが長時間労働をし、男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果もあります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲が低下するという調査結果があります。

男性の育児参画については、その必要性に関する意識が広がり、様々な制度が整う中、企業等の具体的な取組を支援することの必要性が高まっています。

とりわけ職場でともに働く部下の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」の存在が何より重要であることから、本県では、「みえの育児男子プロジェクト」として、「イクボス同盟」や「イクボス養成講座」など企業の取組の支援に向けたさまざまな取組を進めています。

- 従来の地域少子化対策強化交付金とは異なり、平成27年度補正予算で創設された地域少子化対策重点推進交付金では企業等に対する働きかけをはじめとする男性の育児参画の取組が対象外となっています。

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その2：妊娠・出産前後の支援】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

4 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。
- (2) 医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- (3) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を充実すること。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

- 平成27年度補正予算で、初回の特定不妊治療に限り助成額が30万円に拡充され、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療についても15万円の助成が創設されましたが、一般的に一回の特定不妊治療にかかる費用は、数十万円と高額であり、治療を受ける夫婦の経済的負担は大きいと言えます。本県では、夫婦合算所得が400万円未満の夫婦に対して、上限10万円の上乗せ助成を行う市町への補助を行っていますが、国においてもさらなる助成額の引き上げや医療保険適用など、一層の負担軽減策が必要です。また、夫婦合算所得400万円未満の方に対し、本県では、一般不妊治療(人工授精)や不育症治療に係る助成を行う市町への補助を行っていますが、国においても治療費の医療保険適用および助成制度の創設を含めた負担軽減策が必要です。
- 不妊や不育症の治療を受ける夫婦は先の見えない中で、長くつらい治療期を過ごしており、経済的な支援だけでなく、精神的な負担に対する質の高い専門的看護の提供が必要とされていますが、不妊治療に係る専門的スキルを持った「不妊症看護認定看護師」の配置が進んでいない現状があります。不妊症看護認定看護師の資格を取得するには約100万円の受講料等が必要で、また、9か月間にわたり毎週2日の教育を受ける必要があり、受講者や所属機関の大きな負担になっており、全国的に資格取得が進んでいません。このため、本県では、平成27年度から不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用を対象に県の単独事業で補助を行っています。
- 不妊治療は1周期の治療において決められた日に何度も受診する必要があるため、仕事との両立が難しく、やむなく離職するケースもあります。

【一般項目】

1 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震による津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、県境を越える多数の避難者の発生が想定されていることから、周辺受入市町と一体となった広域避難体制を構築するための広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化や堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えています。本県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、広大な海拔ゼロメートル地帯を抱える桑名市と木曾岬町において、理論上最大の震源モデル(L2)を用いた想定で約8万人、過去最大の震源モデル(L1)を用いた想定で約5万8千人の避難者が発災1か月後でも残っているという想定結果となっています。また、同じ海拔ゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県でも同様の被害が想定されます。
- 昭和34年の伊勢湾台風により、桑名市や木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の温暖化の影響等により、想定を超える巨大台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害を被り、南海トラフ地震と同様、長期にわたる多数の避難者が発生することが懸念されます。
- 海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、その状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、同地帯の排水等の応急復旧が完了するまでの間、これら避難者を周辺市町で受け入れてもらうための広域避難体制の構築が必要となります。
- 県境を越える多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠なことから、現在、東海三県一市からなる防災対策連絡会議とも連携しながら、本県と関係市町が設置した「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、当該地域における津波および高潮からの広域避難計画の策定に向けた検討を進めているところです。今後、同協議会において策定する計画の実効性を担保し、実用に耐えうるものとするためには、既存施設の改修を含む大規模広域避難施設の整備や、津波、高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施による計画の検証などが必要となるため、これら広域避難体制を構築するための財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

2 消防力向上への取組に対する支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】制度・**予算**

- 1 消防の広域化や緊急消防援助隊の増隊に係る取組について、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置を講じること。
- 2 救急業務の高度化に対応するため、消防本部や消防学校が保有する訓練資機材の新規（更新）整備に対する財政支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 緊急防災・減災事業債については平成 28 年度までの措置となっていますが、同事業債は消防の広域化や緊急消防援助隊の増隊に係る取組に関する財政支援措置となっています。
消防の広域化や緊急消防援助隊の増隊に関する取組については、平成 29 年度以降も継続して行うものであることから、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置が必要となります。
また、緊急防災・減災事業債は、これまで平成 28 年度まで制度が延長されたところですが、市町が計画している事業の中には、長期の事業期間を要する事業もあることから、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置が必要です。
- 2 救急業務の高度化に対応するため、消防本部や消防学校は、保有する救急用の訓練用資機材の充実（新規整備や更新整備）に努めていく必要がありますが、近年の地方自治体の厳しい財政状況の中で十分な整備が進んでいない状況にあります。
そのため、消防防災施設整備費補助金における補助対象として救急用の各種資機材を追加するなど、財政支援措置の拡充を講じることが必要です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針、救急救命士法施行規則

3 県南部地域の津波防災対策へのDONETの活用促進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

県南部地域の津波防災対策への地震・津波観測監視システム（DONET）の活用を図るため、関係研究機関の地方自治体への支援体制の構築およびDONETの観測監視体制のさらなる充実・強化に向けた財政措置等を講ずること。

《現状・課題等》

- 本県が実施した南海トラフ地震を想定した地震被害想定調査結果では、津波からの逃げ遅れにより津波死者数が最悪の場合約3万7千人に上るとされており、そのうち伊勢志摩から東紀州については、外洋に面し、津波到達時間が早いことから津波死者数が約2万9千人に達する見込みで、深刻な被害が想定されています。
- しかしながら、地震発生直後から全員が避難行動を取ることができれば、大幅に被害が軽減できるとの想定も示されています。
- このため、本県では、伊勢志摩サミット開催を契機に、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）および国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）の協力を得て、南海トラフ地震による津波発生の早期検知が可能な地震・津波観測監視システム（DONET）の観測情報を活用したシステムである、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を導入しました。
- 一方で、伊勢志摩地域以上に深刻な津波被害が予想されている県南部地域についても、その対策が急がれています。
- DONETを活用したシステムを県南部地域へと展開して地域の防災力を高めていくためには、JAMSTEC および防災科研の協力が不可欠です。
- これら専門的知識を有する研究機関と、本県をはじめとする地方自治体が連携し、DONETが地域の津波防災対策により有効なシステムとなるよう、互いに協力して研究・実用化へと進めていくための体制の構築が求められており、そのための国の支援が必要となります。

4 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用

(経済産業省、国土交通省、気象庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制の充実を図り、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 これまでになかった規模の災害が発生する中、竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。
- 3 特別警報の発表について、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表に見直すこと。また、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体へ速やかに情報提供を行うこと。

《現状・課題等》

- 現在、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表では、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が70%程度とされており、地震発生時の緊迫度が引き続き高い状況にあるとしています。
- 国の震源モデルを用いて本県が実施した地震被害想定調査（平成26年3月公表）では、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震が発生した場合、県内全域を強い揺れが襲い、県全体面積の約95%が震度6以上となる想定が示されています。また、津波の到達が早い地域では、地震発生から10分以内に10mを超えるものが押し寄せ、約2万8千haが浸水するとの想定が示されています。
- その結果、南海トラフ地震による最悪の被害想定では、県全体の死者数は約5万3千人とされており、そのうち津波からの逃げ遅れで死亡する人は約3万7千人にのぼり、全体の7割近くを占めています。
- 一方、地震発生直後に全員が速やかな避難行動をとった場合、逃げ遅れによる死者数は現状の約3万7千人から約7千人にまで減らすことができるなど、大幅な減災効果が得られる想定も示されています。
- このため、地震発生後、できる限り速やかに地震の規模や津波の到達等を予測して、津波による浸水が予測される住民等に対し周知し、避難を促すための体制が必要とされています。
- 現在、各省庁により、南海トラフ地震の震源域周辺でそれぞれケーブル式海底地震計やGPS波浪計、地下水等総合観測施設による、地震・津波の観測体制が整備されています。
- 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、こうした地震や津波を即時検知する観測監視体制の充実を図るとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。
- 特別警報の発表について、各市町村において気象状況が異なることから、府県予報単位ではなく、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表が行われるよう見直すことが必要です。また、特別警報の発表が見込まれる場合は、円滑な対応につなげるためにも、発表前に気象庁または気象台から関係自治体に情報提供を行い、関係自治体が態勢を整備するための時間を確保することが重要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 災害対策基本法、気象業務法

5 マイナンバー制度に係る適切な財政措置等

(内閣官房、内閣府、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることをふまえ、同制度の導入および運用に要する経費については、国が負担し、地方自治体に新たな経費負担が生じることのないよう、必要な予算を確保すること。特に、地方自治体が行う各種連携テストの実施に要する経費については、国庫補助を確実に措置するとともに、今後発生するシステムの維持管理に要する経費に関しても必要な財政措置を講じること。
- 2 マイナンバー制度の導入に伴い、地方自治体において対応が必要となる事務や作業についての情報は、地方自治体の事務等に遅れが生じないよう、内閣官房や総務省において一元的で地方自治体側にとって分かりやすい提供に努め、周知・準備期間を考慮して適切な時期に行うこと。
- 3 マイナンバー制度に関しては、住民基本台帳ネットワークの運営や通知カード・マイナンバーカードの発行、中間サーバーの運用等、制度の根幹となる業務を、地方公共団体情報システム機構が遂行することになることから、国民に信頼される社会基盤として制度を確立するため、同機構と密接に連携し、マイナンバー関連システムの不安定な稼働状況の速やかな改善・解決をはじめ、円滑な制度の運用を図ること。

《現状・課題等》

- 1 本県および県内市町においては、平成 29 年 7 月に予定される情報連携開始に向けて、システム整備、ネットワークの構築等の作業や総合運用テストに向けた準備を進めているところです。
平成 28 年度については、総合運用テスト等の各種連携テストを実施する必要がありますが、総務省で措置いただいた補助金を上回る経費がかかるなど、本県および県内市町等に経費負担が生じる可能性が残っています。また、整備を完了したマイナンバー関連システムについては、今後運用・保守等の維持経費が継続して発生することになり、地方財政への負担が懸念されます。
- 2 マイナンバー制度については、平成 27 年 10 月に番号の通知がなされ、平成 28 年 1 月から利用が開始されました。本県および県内市町においても、特定個人情報を適切に取り扱うとともに、平成 29 年 7 月に予定される情報連携に向けてさらなる事務の見直し等を進める必要があります。
しかし、準備期間が限られている中、システムの詳細情報や政省令など、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合が多く、また連絡が縦割りになりがちなこと加わって、作業の手戻りや準備の遅れにつながり、計画的な業務執行への支障が懸念されます。

- 3 マイナンバーカード（個人番号カード）については、平成28年1月から交付が開始されています。しかし、マイナンバーカードの発行を行う地方公共団体情報システム機構の運営するシステム障害により、県内市町においては、住民へのマイナンバーカードの交付が遅れるなど多大な影響が生じており、カード発行事務だけにとどまらず、制度そのものへ県民の信頼を失墜させることが懸念されます。

県担当課名 戦略企画部 戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、地域連携部 市町行財政課、情報システム課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

6 平成 29 年度税制改正に向けた提言・要望

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 消費税、地方消費税に軽減税率が導入された場合においても、地方自治体に減収が生ずることのないよう、安定的な恒久財源の確保を図ること。
- 2 ゴルフ場利用税は、その 7 割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応する財源となっているため、県・市町村の一般財源の確保の観点から、現行制度を堅持すること。

《現状・課題等》

- 1 消費税率が引き上げられた場合に、一定品目を対象に軽減税率が導入されることとされていますが、その代替財源の確保については、平成 28 年度の検討課題となっています。
- 2 ゴルフ場利用税は、消費税との「二重課税」であるという指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
しかしながら、その税収の 7 割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応する財源となっています。

県担当課名 総務部税務企画課

関係法令等 地方税法、平成 28 年度与党税制改正大綱

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

本県では、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（平成27年度～31年度）」に基づき、結婚や子どもを持つこと、子育てについて理想と現実のギャップを埋め、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めています。

2020年（平成32年）をめどに少子化のトレンドを変えるためには、特に「少子化対策集中取組期間（平成27年度から5年間）」は、地域の実情に応じたきめ細かな取組と併せて、体制整備や制度構築、機運の醸成など全国的な取組を継続的かつ総合的に進める必要があります。

また、「一億総活躍社会」を実現するためにも、地方からのさまざまな取組の活性化が重要です。

1 ライフプラン教育の推進

小中高の児童・生徒、大学生や企業の若手社員等を対象として、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的な知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

《現状・課題等》

○ 家族のつながりや地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活、家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。

子どもたちを含めた若い世代に、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識や自らのライフプランを考える機会等を提供することの必要性が高まっています。

このため、本県では、高校生を対象に、ライフプランや結婚、子育てをテーマとした講演会や保育実習の実施を支援しています。また、中高生や大学生、企業の若手社員等を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、産婦人科医等の専門家の派遣や、思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行っています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、保健体育課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

2 出逢いの支援

- (1) 企業や団体等を含めた地方における出逢い支援の取組に対して財政支援等を行い、国として出逢い支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示すこと。
- (2) 結婚を希望する方を後押しするとともに、企業等による出逢い支援の活性化につなげるため、結婚や家族を形成することについての意義やすばらしさ等のイメージが広がり、社会全体で結婚を応援する必要性についての機運が醸成されるよう、メディアを活用したポジティブキャンペーン等を進めること。

3 男性の育児参画の推進

子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりや具体的な取組が進むよう、地方が実施する男性の育児参画の取組に対する財政的支援を行うとともに、「イクボス」の取組等、企業等に対する働きかけを強めること。

《現状・課題等》

- 「みえの子ども白書 2016」によると、未婚の方が結婚していない理由として挙げた項目は「出逢いがない」、「収入が少ない」の順に割合が高くなっており、結婚の希望をかなえるためには出逢いの機会の創出と経済的な理由で結婚に不安を抱える方に対する支援が求められています。

また、まち・ひと・しごと創生本部の第2回地域少子化対策検証プロジェクト（平成27年10月）において紹介された「結婚・出産等に関する意識調査」では、交際相手と知り合ったきっかけは結婚意向の有無、性別、年代に関わらず「職場や仕事の関係」を挙げる割合が最も高いとする結果が示されており、結婚の希望をかなえるためには、企業による出逢いの支援の取組の活性化が有効と考えられます。

地方では地方自治体や企業、団体等による出逢い支援の取組が広がっており、県においても平成26年12月に開設した「みえ出逢いサポートセンター」を經由して実施した出逢いイベントの中から109組（平成28年3月末現在）のカップルが成立するなど、成果が出ています。

経済的理由で結婚に不安を抱える方を支援するために平成27年度補正予算で創設された結婚新生活支援費補助金を当初予算に計上して制度の恒久化を図るとともに、引き続き、地域少子化対策重点推進交付金の対象分野として企業、団体を通じた結婚支援も含めて選定するなど、国として出逢いの支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示す必要があります。

- 内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査」によると、結婚意向に関する周囲からの影響は「周りの友人・知人が次々と結婚や出産をする」(62.7%)、「友人の幸せな結婚や家庭の様子を感じる」(50.5%)、「周囲から幸せな結婚の話聞く」(41.3%)の順に割合が高く、周囲の友人や知人の影響が強くなっています。

また、県の「みえ出逢いサポートセンター」に加入する企業は121社となるなど、出逢い支援に関心のある企業が増える中で、結婚の希望をかなえるためには、企業による従業員向けの取組の活性化が有効と考えられます。

結婚については個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、結婚を希望する方の後押しや企業等による出逢い支援の活性化には、メディアを活用して、結婚や家族形成の意義やすばらしさ等のイメージが広がり、社会全体で結婚を応援する必要性についての機運が醸成されるような取組が必要です。

- 「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える割合が高いものの、子育て期男性の多くが長時間労働をし、男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果もあります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲が低下するという調査結果があります。

男性の育児参画については、その必要性に関する意識が広がり、様々な制度が整う中、企業等の具体的な取組を支援することの必要性が高まっています。

とりわけ職場でともに働く部下の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」の存在が何より重要であることから、本県では、「みえの育児男子プロジェクト」として、「イクボス同盟」や「イクボス養成講座」など企業の取組の支援に向けたさまざまな取組を進めています。

- 従来の地域少子化対策強化交付金とは異なり、平成27年度補正予算で創設された地域少子化対策重点推進交付金では企業等に対する働きかけをはじめとする男性の育児参画の取組が対象外となっています。

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その2：妊娠・出産前後の支援】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

4 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。
- (2) 医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- (3) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を充実すること。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

- 平成27年度補正予算で、初回の特定不妊治療に限り助成額が30万円に拡充され、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療についても15万円の助成が創設されましたが、一般的に一回の特定不妊治療にかかる費用は、数十万円と高額であり、治療を受ける夫婦の経済的負担は大きいと言えます。本県では、夫婦合算所得が400万円未満の夫婦に対して、上限10万円の上乗せ助成を行う市町への補助を行っていますが、国においてもさらなる助成額の引き上げや医療保険適用など、一層の負担軽減策が必要です。また、夫婦合算所得400万円未満の方に対し、本県では、一般不妊治療(人工授精)や不育症治療に係る助成を行う市町への補助を行っていますが、国においても治療費の医療保険適用および助成制度の創設を含めた負担軽減策が必要です。
- 不妊や不育症の治療を受ける夫婦は先の見えない中で、長くつらい治療期を過ごしており、経済的な支援だけでなく、精神的な負担に対する質の高い専門的看護の提供が必要とされていますが、不妊治療に係る専門的スキルを持った「不妊症看護認定看護師」の配置が進んでいない現状があります。不妊症看護認定看護師の資格を取得するには約100万円の受講料等が必要で、また、9か月間にわたり毎週2日の教育を受ける必要があり、受講者や所属機関の大きな負担になっており、全国的に資格取得が進んでいません。このため、本県では、平成27年度から不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用を対象に県の単独事業で補助を行っています。
- 不妊治療は1周期の治療において決められた日に何度も受診する必要があるため、仕事との両立が難しく、やむなく離職するケースもあります。

仕事をしながら不妊治療が受けられる環境づくりが必要です。

- 地域社会でのつながりの希薄化により育児中の家庭の孤立が進み、育児の負担感や育児不安を抱える親・家族が増加しています。このため、本県では、「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）を推進し、個々の地域の実情に応じた多様な支援体制を構築するため、県事業により、各市町を巡回して母子保健支援体制の整備についての助言等を行うアドバイザーを設置しています。国は平成 27 年度から、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備の推進のため、都道府県への補助メニュー（妊娠・出産包括支援推進事業）を創設したところです。

しかし、本県の母子保健体制構築アドバイザー事業のような、都道府県が実施する事業に対する国の補助基準額は実情に見合っておりません。市町村における母子保健の現状分析を行い、「市町村の実情をふまえた切れ目のない支援の仕組み」を構築するために、都道府県が専門的知見により市町村支援を行えるようにすることが必要です。

- 助産師には医療法上の配置基準が定められておらず、本県における就業助産師は 386 人（平成 26 年末）で、人口 10 万人あたり 21.2 人と全国平均（26.7 人）を大きく下回っており、就業先や地域間の偏在も生じています。助産師資格を持ちながら混合病棟等において看護師として 150 人ほど就業しており、分娩に関わる機会が少なくなっています。

助産師の就業先偏在の是正や助産実践能力強化を図るためには、助産師出向システムの制度化の推進や助産師が自立して正常分娩に関わることのできる院内助産システムの導入を推進していく必要があります。さらに、助産師の総数確保に向けて、医療機関における助産師の配置に関する基準を明確にすることが必要です。

- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は 4 施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。

NICU 等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族支援を目的とする日中一時支援事業の補助基準額の増額や補助率の嵩上げ等により、身近なところでレスパイトを受け入れる医療機関等における家族支援の体制整備を促進する必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課、子ども・家庭局子育て支援課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、保健師助産師看護師学校養成所指定規則

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その3：子どもの成長を支える社会づくり①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

7 家庭・幼児教育、保育の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に必要な1兆円超の追加財源の確保を確実に行うこと。

また、教育・保育の施設整備等による量の確保にあわせて、教育・保育に従事する職員の配置基準および資質向上、さらに処遇の改善などの質の改善に着実に取り組むこと。

(2) 幼児教育の無償化に引き続き取り組むとともに、幼稚園、保育所および認定こども園について、所得制限をせずに第2子、第3子の保育料を無料化または軽減を図るなど、多子世帯を応援する取組を推進すること。

(3) 質の高い就学前教育を提供するためには従事者の資質の向上が不可欠であり、教育公務員特例法で初任者研修や10年経験者研修が定められている幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭と同様に、保育士にも必要な研修を受講させること。

(4) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう保育所や認定こども園の施設型給付など公定価格を見直すこと。

(5) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。

(6) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。

(7) 野外体験保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や財政的支援を図ること。

《現状・課題等》

○ 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、消費税増収分から充当される7千億円以外の3千億円超分は追加の恒久財源が確保された場合に取り組むこととされていますが、現時点では確保の見通しが立っていません。

子ども・子育て支援新制度において、充実した「質の改善」を実施するためには、残りの3千億円超の財源確保が必要です。

また、保育士等を確保するため、給与面の更なる改善が必要です。

- 幼稚園と保育所の負担の平準化の観点から、平成26年度から幼稚園就園奨励費の多子軽減措置が拡充され、平成28年度から多子計算の年齢制限が撤廃されましたが、所得制限があるため、その効果は限定的なものになっています。
子どもを持たない理由の一つに経済的な理由があることから、さらに幼児教育の無償化を進めるとともに、特に多子世帯への支援が必要です。
- 幼稚園教諭や公立認定こども園の保育教諭については県教育委員会において研修を実施しています。私立幼稚園等についても、一部を公立と合同で行うなど公立に準じて研修を実施しています。一方、保育士の研修については、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月28日）」において、「保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する」とされていますが未だ示されていません。現在、保育士の研修は、県・市町や団体がそれぞれの目的で実施していますが、その内容や参加状況（公立・私立、常勤・非常勤）にはばらつきが生じており、十分であるとはいえません。保育士の研修についても、初任者研修や10年経験者研修を法令等で定める必要があります。
- 本県の待機児童は、平成27年4月1日現在の98人から10月1日現在では412人と、年度の途中で大幅に増加しています。そのうち低年齢児（0～2歳児）が385人で93.4%を占めており、年度途中で低年齢児保育の需要が高まります。保育士の確保が難しい中、保育士配置基準の高い低年齢児保育を実現するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。
- 本県では、私学助成を受ける私立幼稚園において、障がい児の受入を進めているところです。私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）において、受入児童数が1名の場合から補助の対象となるよう補助対象の拡充を行うことが重要です。
- 「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、子どもを自然の中で遊ばせている保護者ほど、子どもが初めて会った人に話しかけることができると回答するなど、子どもの体験や経験とコミュニケーション能力に関係が見られることが明らかになりました。
また、平成27年度に県内の保育所や幼稚園を対象に実施した野外体験保育有効性調査によると、野外体験保育の頻度が高い施設ほど、多くの園児に「自分が進んで何でもやる」、「人のために何かをしてあげるのが好きだ」などの様子が見られると回答した施設の割合が高くなっています。
一方で、野外体験保育を進めるためには保護者等の理解が必要であり、また、施設において取組を進めるには、職員の負担等も含め、施設運営等にかかる財政的支援が必要です。
これらをふまえ、県では、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を、市町や関係機関と連携して進めることとしています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会事務局小中学校教育課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その3：子どもの成長を支える社会づくり②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

8 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が250日未満のクラブや年間平均登録児童数が10人未満のクラブなどが安定的に運営できるよう、補助を行うこと。
- (2) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- (3) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

9 子育てを支える地域社会づくり

- (1) 三世同居や近居の促進をはじめ、祖父母世代による子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組むこと。
- (2) 地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るため、各都道府県等が進めている子育て家庭応援クーポンの全国共通展開について、国民への周知および参加企業の拡大の取組を強化すること。

《現状・課題等》

- 放課後児童クラブへの補助は、開設日数が250日を割った場合、特例扱いとなり補助基準額が大幅に減額され、長期休暇等分の加算もありません。小学校で土曜日の授業が増えてきており、放課後児童クラブが、250日以上開設することが困難になってきていることから、補助要件の開設日数（250日以上）の緩和が必要です。
また、特例分（開設日数：200～249日）の基準単価は、開設日数にかかわらず同額となっており、運営実態に応じた制度となっていないことから、安定した経営につながるよう、249日を基準とした日数に応じた減額や、利用児童人数に応じた算定、長期休暇等に開設している場合の加算を行うなど単価設定の見直しが必要です。
また、本県においては、平成27年度に厚生労働省と協議を行った小規模な放課後児童クラブへの補助がすべて認められましたが、「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件を撤廃し、小規模であっても、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援する必要があります。
- ひとり親家庭の親は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。
ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が

必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

- 放課後児童クラブの利用を希望する里親が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とすることが必要です。
- 核家族化が進んでいますが、「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、約90%の県民が「子どもからみた祖父母が、育児や家事の手助けをすることが望ましい」と感じており、また、3人に2人は三世代の同居や近居を希望しています。
本県では、市町と連携し、孫育て講座等を実施しています。
平成28年度税制改正において、三世代同居に係る税制上の軽減措置が創設されたところですが、安心して子育てできる環境整備の手段として、子育て世代のすべての方が祖父母の支援を受けられるとは限らないものの、これまで以上に、三世代同居や近居の促進をはじめ、祖父母世代による子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組む必要があります。
- 各都道府県等で進めている子育て家庭応援クーポンの全国共通展開は、社会全体として子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援するという機運の醸成に寄与するものであり、利用できる企業等を増やし、子育て家庭の利便性向上につなげていくためには、国民や企業に対する一層の周知が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、児童福祉法、児童福祉法施行令

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その4:支援を必要とする子どもを守る社会づくり①】

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

10 児童虐待の防止

- (1) 県と市町村の役割分担の見直しについては、引き続き地方自治体の意見を十分にふまえた議論を行い、地域の実情に応じた体制を検討すること。
- (2) 市町村は予算・人員の確保が困難な財政状況にあるため、市町村の児童相談体制の強化のための財政措置を充実させること。
- (3) 児童虐待のリスクが高いと考えられる居所不明児童を解消するため、当該児童の情報を国で一括管理するシステム等を構築すること。

《現状・課題等》

- 本県における児童虐待相談対応件数は平成24年度～26年度と3年連続で1,000件を超え、児童相談所は増加・複雑化する児童虐待の対応に追われています。児童虐待について適切に対応するためには、国の専門委員会において議論があったように、都道府県から市町村に支援機能を移行させることは有力な選択肢の一つですが、そのためには市町村側の支援体制が整備されていることが不可欠です。

県の役割・責務は市長村への助言・援助、専門的な知識・技術や広域的対応を要する業務、市町村の役割・責務は基礎的な地方自治体として身近な場所における相談業務という枠組みを堅持し、機能させることが肝要です。そのため、児童相談所・市町村共通のアセスメントツールを国が開発し、共通基準で各ケースの役割分担を明確化するなど、市町村が児童相談業務により一層主体的に関わっていけるよう、役割と責務を明確化できる方策について引き続き検討することが必要です。

- 平成29年4月施行予定の改正児童福祉法において、市町村は基礎的な自治体として身近な場所における相談業務を行うことと、市町村の役割・責務が明確化される予定です。しかし、県内の市町においては、児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は29市町中8市町のみ（平成27年度）です。

このため、本県では、市町との定期協議より市町相談体制の実情の把握に努めるとともに、市町職員向け研修会の開催やアドバイザーの派遣等により相談体制強化の支援に取り組んでいます。

県全体の児童相談体制の強化に向けては、市町により主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。

- 厚生労働省の「居住実態が把握できない児童」に関する調査において、県内各市町が近隣市町、要保護児童対策地域協議会構成機関等のほか、地域住民の協力を得るなどして所在確認を行いました。依然として居所不明児童が2人います。
居所不明児童の調査については、県域を越えての調査も必要となることから、そうした親子・児童の情報が漏えいすることなく、所在が確認できるシステムの構築が必要です。

7 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その4:支援を必要とする子どもを守る社会づくり②】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

11 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園において発達障がい児等に対する個別の指導計画を作成し、小学校に引き継ぐことを推奨するとともに、これらを支援する専門的な人材を市町村に配置できるよう財政的な支援を行うこと。
- (2) 発達障がい児等に対する早期支援を図るため、地域生活支援事業に、市町村における専門人材の育成（長期の研修派遣等）に係る支援制度をメニューに追加するとともに、予算総額の十分な確保に努めること。

12 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困率などが分かるような調査を実施するとともに、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (3) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。(再掲)
- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額の確保を図ること。

《現状・課題等》

- 発達障がいについては、早期発見、早期支援が重要とされていますが、初めて集団生活を体験する保育所・認定こども園、幼稚園において障がいが明らかになることが多いことから、本県では発達障がい児等に対する支援ツール「CLM と個別の指導計画」を開発し、保育所・認定こども園・幼稚園への導入を促進するとともに、技術的な指導・助言等の支援を行っています。また、こうした取組が途切れることなく小学校に引き継がれることが重要です。そのためには、保育所・認定こども園、幼稚園において発達障がい児等に対する個別の指導計画の作成が積極的に行われるよう働きかけるとともに、これを指導する専門的な知識や技術を有した人材を、市町村が自ら配置できるように支援環境を整備する必要があります。
- 発達障がい児等に対する早期支援を図るには、市町村において発達障がい児に専門的に対応できる専門人材の育成が急務となっています。本県の児童精神科医療施設である県立小児心療センターあすなろ学園では、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域での支援の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成する支援に取り組んでいますが、市町に長期の研修派遣を行う財政的な余裕がなく、また、国の制度にも支援メニューがない状況であることから、地域生活支援事業への市町村職員の長期研修に係る支援メニューの追加（派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等）といった予算措置と事業費総額の拡大（支援ツールの導入等については支援メニューにあるものの現在の予算総額の中では取組が困難）が必要です。

- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、「地域における施策推進への支援」として、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策について、地方自治体の取組の支援を行うこととされています。また、「子供の未来応援国民運動」が平成 27 年 10 月から本格的に始動しました。

本県では、県内における子どもの貧困の現状を具体的に把握するため、平成 27 年度に、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等への詳細な聴き取り調査を行い、子どもの貧困対策計画を策定したところです。計画の推進にあたり、子どもの貧困率や、国内外の調査研究・先進事例等の情報提供を行うとともに、取組を支援する必要があります。

- 高等職業訓練促進給付金については、平成 28 年度から給付期間が 3 年に、給付対象資格が修業期間 1 年以上に拡大されましたが、給付額は平成 24 年度以降の適用分から減額されたままとなっています。

ひとり親家庭の修業期間中の生活負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を増額する必要があります。

- ひとり親家庭の親は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成 27 年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。

ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

- 児童生徒のいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校の背景として、貧困をはじめとする家庭的な要因が挙げられ、その対応には、児童生徒や保護者との相談、福祉等の関係機関との連携などの取組を積極的に進めることが重要なことから、スクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の人材および活動時間を十分確保することが必要です。

- 本県では、SC をすべての中学校区（156 中学校区）と高等学校 36 校に配置し、小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図っています。また、平成 28 年度から、SSW を 8 名から 9 名に増員し、SSW スーパーバイザーの設置、県立高等学校 6 校（拠点校）への SSW の配置、モデル中学校区の定期巡回を行うことにより、事案の未然防止および早期発見・早期対応を図っているところです。このような中、学校だけでは解決が困難な事案等に適切に対応するため、SC や SSW 等が一層連携して、より機能的にチーム支援を行うことが求められており、現状以上の人材および時間の確保を図る必要があります。

8 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについて、早期に定期接種化を図ること。

《現状・課題等》

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種については、県内の一部市町（全29市町のうちおたふくかぜワクチン11市町、ロタウイルスワクチン9市町：平成27年6月調査）において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。
- B型肝炎ワクチンについては技術的な検討が終了し、平成28年2月5日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、平成28年10月に定期の予防接種に導入することが承認されました。
- おたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、早期の定期接種化が必要です。

県担当課名 健康福祉部薬務感染症対策課
関係法令等 予防接種法

9 駅舎のバリアフリー化推進のための財政措置の拡大

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

鉄道事業者による駅舎のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第25条に定める「基本構想」の作成が困難な駅舎のバリアフリー化への県の助成（補助金）の財源についても起債対象とすること。

《現状・課題等》

- 本県の駅舎のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」にある「平成32年度までに一日平均利用者数3,000人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化する」という目標に向けて整備が進められ、平成27年度末までに県内25駅でエレベーターの設置等がされました。
- 現在、県内で段差解消されていない一日平均利用者数3,000人以上の駅は7駅あり、さらに、段差は解消済であるものの、内方線や多機能トイレ等の整備など、バリアフリー化が必要な駅は12駅あります。
- これまで本県は、駅舎のバリアフリー化への助成にあたっては、起債を充当するなどにより財源を確保して取り組んできたところです。今後、未整備の駅についても、国の基本方針に沿って、平成32年度までにバリアフリー化する必要があり、「国」「地方自治体」「鉄道事業者」による三位一体の取組が必要不可欠ですが、県の財政状況が厳しくバリアフリー化の円滑な推進が難しくなっています。
- 駅舎のバリアフリー化への都道府県の助成に起債を充当するためには、前提条件として、市町村が「基本構想」を策定する必要があります。「基本構想」では、重点整備地区を設定し、その地区内の駅舎および車両、道路、公園、路外駐車場、建築物などのバリアフリー化を特定事業として設定するとともに、更にその整備時期なども明示した上での事業実施が義務となります。また、市町村が「基本構想」を作成する際には、地元住民の意見反映、議会への説明等が必要となるなど、「基本構想」を作成するために相当の費用・期間・労力を要することとなります。
- 基本方針では、重点整備地区を設定するには、駅舎や官公庁施設、福祉施設等を概ね3施設以上必要としています。今後段差解消を必要としている駅舎には、この条件を満たさないものがあり、これらの駅では基本構想を作成することは困難です。
- バリアフリー法の基本方針に基づき、1日平均利用者数3,000人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化するという目標に向けてバリアフリー化を進めるために、「基本構想」が策定されていない事業に対する県助成（補助金）についても、地方債の対象とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課

関係法令等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

10 民生委員・児童委員活動への支援となり手不足の解消

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 民生委員・児童委員活動費および民生委員児童委員協議会への活動推進費について、活動実態を考慮して増額すること。
- 2 民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、その役割、活動内容を住民に広く周知すること。

《現状・課題等》

1 民生委員・児童委員活動費は、地方交付税の算定基礎として1人当たり58,200円が措置されており、平成28年度において交付税措置の若干の増額が行われたところですが、民生委員・児童委員は、これまでの活動に加え、児童虐待を含む子育て支援やひきこもり、社会的孤立や新たな課題である生活困窮者支援などの活動が増えています。特に本県では、県内の福祉事務所に設けられた生活困窮者の相談窓口の新規相談受付件数が、平成27年4月から1月まで3,439件となり、人口10万人当たりの件数が全国14.7件に対し、18.4件となっています。民生委員の活動に対する期待がますます高まってきており、委員個人の経済的負担が増えていることから活動費のさらなる増額が必要です。

一方、民生委員児童委員協議会活動推進費は、地方交付税の算定基礎として1か所当たり200,000円が措置されていますが、平成28年度は据え置きとなっています。民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員がその職務をより機能的、効果的に遂行し、相互に資質向上をするために組織された団体であり、その組織の強化、活発化は、民生委員・児童委員をより一層支援することとなることから、個人の活動費と同様、増額の必要があります。

2 本県の民生委員・児童委員定数は、4,135名(うち主任児童委員333名)で、3月末現在の委嘱数は、4,079名です。充足率は98.6%であり、欠員も徐々に解消されていますが、欠員が常態化している地域もあります。

民生委員・児童委員のなり手不足の一つとして、地域住民の民生委員・児童委員の役割や活動に対する理解が薄れていることがあります。特に今年度は3年に一度の一斉改選が行われるため、県においては、民生委員・児童委員の役割や制度への理解促進を含め、なり手不足解消のため、県政だよりへの掲載、FM三重、三重テレビによる広報を行います。国においても広報活動を積極的に行い、広く周知を図っていくことが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課
関係法令等 民生委員法、児童福祉法

11 生活困窮者自立支援制度充実への支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業である子どもの学習支援事業について、その所要経費の国庫負担率を引き上げること。
- 2 同法に基づき都道府県知事等が認定する就労訓練事業について、事業者の運営経費の補助制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 1 子どもの学習支援事業について、本県では、平成27年度において、福祉事務所を設置する16自治体のうち10自治体が実施していますが、子どもの貧困対策の重要性に鑑み、本県の長期戦略計画である「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(計画期間：平成28年度から31年度)において、すべての福祉事務所設置自治体で同事業が実施されるよう取り組むこととしています。
住んでいる地域によって、学習支援を受けることができない子どもたちが生じることのないよう、国庫負担率を増率し、各自治体が事業に取り組みやすい体制を整備することが必要です。
- 2 就労訓練事業については、生活困窮者の就労支援に取り組む上で極めて重要な制度であると考えますが、本県における認定事業所数は7事業所にとどまり、就労訓練を要する生活困窮者数に比して認定事業所の絶対数が不足している状況にあります。さまざまな状況にある生活困窮者一人ひとりの状況に応じた就労訓練を提供するためには、多様な業種(製造業、サービス業、農林水産業など)の事業所から協力が得られ、かつ、生活困窮者の身近な地域(県内の各地域)に認定事業所があることが望まれるところです。
本県では、認定事業所の増加のため、同事業に関心を示した企業等を個別に訪問のうえ認定勧奨を行ってきましたが、多くの企業等において、現行支援制度である税制上の優遇措置や立ち上げ時の経費補助制度だけでは十分な支援策となっていないとしており、運営経費の補助制度を創設し、一時的な支援にとどまらず継続的に支援を行うことが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課
関係法令等 生活困窮者自立支援法

12 地域生活定着促進事業の法定化

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

矯正施設退所者の地域生活定着促進事業には法的な位置づけがないため、法定化により事業の継続性と安定的な実施を確保するとともに、必要な財政措置を講ずること。

《現状・課題等》

- 地域生活定着促進事業は、高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者を、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図るため、平成 21 年度に開始され、現在は全都道府県に地域生活定着支援センターが設置されています。
- 平成 24 年度からは、支援の対象が矯正施設退所後のフォローアップ業務、相談支援業務まで拡大・拡充され、実施体制の充実が図られました。そのため、国庫補助（10/10）の基準額が 1,700 万円から 2,500 万円に引き上げられ、職員の配置についても充実されることとなりました。

地域生活定着支援センターによる支援の対象者は、高齢化等により増加傾向にあり、コーディネート業務、フォローアップ業務等の実施件数は着実に増加しています。再犯防止の観点からセンターの果たす役割は非常に大きなものとなっています。
- しかし、平成 27 年度に国庫補助の見直しが行われ、基準額が 2,500 万円の 3/4 相当額に引き下げられたことを受けて、本県では、事業費について、平成 27 年度は 2,500 万円（国費 1,800 万円、県費 700 万円）に維持しましたが、平成 28 年度は 2,300 万円（国費 1,780 万円、県費 520 万円）に減額しています。

事業の支援対象者はフォローアップ業務等により継続的に支援する必要がある場合が多く、地域生活定着支援センター職員を継続的に配置する必要がありますが、平成 28 年度は事業費の減額によりやむなく職員を削減することになりました。
- 高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者の多くは地域とのつながりが希薄であり、退所後に生活する地域は必ずしも出身都道府県ではありません。地域生活定着促進事業は、全国一律の行政サービスとして継続性と安定的な運営を確保する必要があることから、地域生活定着支援センターを法令に定めるなど、地域生活定着促進事業について法的根拠を持たせるとともに、その財源について全額国庫負担とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課
関係法令等 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

13 軽費老人ホームの介護保険サービス事業所への移行に係る支援の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

既存の軽費老人ホームが介護保険の特定施設入居者生活介護事業所へ移行するための改築・改修および設備導入に係る経費について、地域医療介護総合確保基金事業の対象とすること。

《現状・課題等》

- 軽費老人ホームは、入所者が自立していることを前提にした設備および職員配置基準で運営されていますが、入所当初に自立していた入所者が、加齢とともに要介護状態になる傾向にあり、要介護の認定を受けた入居者も相当数存在します。
- 軽費老人ホーム入所中においても、要介護・要支援認定を受けている入所者は、介護保険サービス事業者との契約により、必要に応じて訪問介護や通所介護等の外部サービスの提供を受けることができますが、入所者の生活のさまざまな場面において、軽費老人ホームの職員が、軽費老人ホーム本来のサービス基準以上の介助等を行わなければならないことが多くなっており、施設の負担を増加させています。
- また、特別養護老人ホームの入所者については、平成 27 年 4 月から原則として、要介護 3 以上に限定されたことから、要介護 2 以下の軽費老人ホーム入所者については、特別養護老人ホームへの入所が困難な状況となっています。
- このため、要介護 2 以下等の入所者が継続して軽費老人ホームにおいてサービス提供を受けられるよう、軽費老人ホームが介護保険法上の「特定施設入居者生活介護事業所」としての指定を受け、軽費老人ホーム自らが介護保険サービスを提供することができるようにする必要があります。
- 軽費老人ホームを介護保険上の特定施設入居者生活介護事業所の基準に合致させるためには、軽費老人ホームの設備基準に規定されていない「機能訓練室」や「身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室」の設置等、施設の改築・改修や特殊浴槽等の設備導入を行うことが必要であり、そのための財政措置が必要です。

県担当課名 健康福祉部長寿介護課

関係法令等 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

14 障がい者の地域生活への移行と地域生活支援の推進

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 生活介護、短期入所など、ニーズの高い障がい福祉サービス事業を行うための施設整備費等の関係予算を確保すること。
- 2 共同生活援助や特定相談支援など、地域生活を支援する福祉サービスの報酬単価の増額改定を行うとともに、移動支援や日中一時支援など障がい児(者)の地域生活を支援する「地域生活支援事業」について、県・市町の事業実施に支障のないよう関係予算を確保すること。
- 3 精神科救急医療体制を確保するため、十分な財政措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県では、国の第4期障害福祉計画の基本指針に則して、平成27年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)において、施設入所者72人の減少をめざす等の目標を定めています。この目標を達成するためには、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を活用しつつ、障がい者の地域移行や地域生活支援を行う生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所などの整備を進めていく必要があります。また、本補助金は、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決をめざす地域生活支援拠点の整備を進めるための有効なツールでもあります。
しかしながら、国の補助金による財政措置が十分ではないため、地域における支援体制づくりに支障をきたしています。このため、必要とされる障がい関係施設の整備を着実に進めるための財政措置が必要です。
- 2 改正障害者基本法や障害者総合支援法などの法整備を受けて、平成26年1月に障害者権利条約が批准されたところであり、障がい者自らの選択権を保障し、障がい者の地域生活を支援する権利の擁護を図ることがますます重要になっています。障がい児(者)の日常生活や社会生活の自立に向けて、共同生活援助や特定相談支援事業など地域生活を支援する福祉サービスの報酬単価の増額改定のほか、移動支援や日中一時支援など地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、地域生活支援事業の実績に見合った確実な財政措置が必要です。
- 3 輪番制による精神科救急医療体制の確保や電話による24時間精神科医療相談の実施など、地域で暮らす精神障がい者やその家族が安心して医療を受けられる体制を継続していくことが求められており、そのためには十分な財政措置が必要です。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援法補助金交付要綱
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

15 障がい者スポーツの推進

(スポーツ庁)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

全国障害者スポーツ大会に向けた障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成、環境整備などに必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。

《現状・課題等》

- 平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開かれ、平成 33 年には本県で全国障害者スポーツ大会を開催する予定です。
本県では、全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、障がい者がスポーツに取り組む機会が増えつつあり、障がい者スポーツの普及・啓発や障がい者がスポーツに取り組む環境整備を図る必要が生じています。
- これまでの開催県の状況をみると、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催 5 年前に内定通知を受けて開催準備を行っており、各県では障がい者スポーツの普及・啓発、選手育成や指導者等養成、競技施設や器具の準備等の環境整備を計画的に行っています。
- 全国障害者スポーツ大会の開催年には、必要な経費として国から関係県に対して一定の額が補助されますが、それ以前の準備にかかる経費について補助は行われておらず、開催県にとって大きな負担となっています。開催年だけでなく、事前準備に要する経費として十分な財政措置を講じることが必要です。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課
関係法令等 スポーツ基本法

16 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化
- 2 制度化されるまでの間の十分な財政措置および医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状・課題等》

- 1 本県内のすべての市町で、子どもや障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、本県は、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしていますが、そのための財政負担は、非常に重いものになっています。
国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国47都道府県すべてにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。
- 2 医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）については、住民から要望があるものの、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることなどから、本県内では行われていません。

（参考1）福祉医療費助成制度における支払方法

【都道府県数】

	子ども	障がい者	一人親家庭等
現物	22	20	23
償還	9 (本県含む)	17 (本県含む)	16 (本県含む)
併用	16	10	8
合計	47	47	47

（参考2）福祉医療費補助金の県決算額

【単位：億円】

	平成26年度決算	平成27年度決算（見込み）
子ども	22.7	23.5
障がい者	22.1	22.6
一人親家庭等	4.5	4.7
計	49.3	50.8

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課

関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

17 国民健康保険制度改革の適正な推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

国民健康保険の財政運営の都道府県化について、国と地方の協議の場である「国保基盤強化協議会」における議論を早期にまとめ、具体的なガイドライン等を発出するとともに、納付金等算定標準システムを配付し、運用に係る説明会を開催すること。

納付金等算定標準システムの導入に係る国庫補助金については、基準額を早急に示すとともに、都道府県、市町村とも負担することがないよう、所要の措置を講ずること。

《現状・課題等》

- 平成 27 年 5 月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決定されました。しかし、現在も国保基盤協議会において、都道府県運営方針、財政安定化基金の運用、納付金および標準保険料率の算定ルールなど、制度設計の詳細についての議論が続けられています。
本県においては、新たに三重県国民健康保険財政安定化基金を設置するとともに、県内全市町が参加する三重県市町国保広域化等連携会議および想定される課題ごとの作業部会を設置し、検討を始めています。
- 今後、都道府県においては、被保険者や市町村に不安や混乱が生じないように、運営方針の策定、市町村が納める納付金や標準保険料率の算定ルールの決定などについて、来年度中にすべての準備を完遂させなくてはなりません。
このことから、早期に制度運営に係るガイドラインおよび政省令が示されることや、納付金等算定標準システムが配付され、運用を始めていくことが求められます。
- 納付金等算定システムの導入にあたっては、都道府県によるサーバー購入や市町村によるデータ抽出作業の費用が多額であるため、国庫補助が必要不可欠であり、「平成 28 年度国民健康保険制度関係準備事業費補助金交付要綱」が制定されたところです。しかしながら、当要綱では、補助基準額が示されておらず、導入作業に着手できない状況です。都道府県および市町村が、当該システムの導入に関連して、経費を負担することのない補助基準額となるよう所要の措置を求めます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課
関係法令等 国民健康保険法

18 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 医師の不足・偏在を解消するための制度改革
 - (1) 新たな専門医制度の運用に際しては、地域医療に十分配慮する必要があることから、制度の速やかな実施に向けて、国と日本専門医機構の責任において、開始までに諸課題を解決すること。
 - (2) 平成 29 年度で終了する暫定的な医学部定員増の措置について当面の間継続するとともに、一律の措置ではなく、都道府県レベルで医師不足の地域に重点的に定員が配分されるような措置を講じること。
 - (3) 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
 - (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。
- 2 看護職員の教育の充実

高齢化などにより医療をとりまく状況が大きく変わりつつある中、看護職員(保健師、助産師、看護師)の効率的・効果的な育成のあり方について国として統一的な見解を示すこと。

《現状・課題等》

- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱えていることから、日本専門医機構において新たな専門医制度の専門研修プログラムの審査、認定等の手続きが進められています。
- 新専門医制度について、地域医療の崩壊を危惧する意見等があることから、社会保障審議会医療部会に専門委員会を設置し、実施時期を含め検討することになっています。
- 医師不足が特に深刻と認められる県において、平成 20 年度からの最大 10 年間に限り、将来の医師養成を前倒しするとの趣旨の下、暫定的な医学部定員増の措置が講じられていますが、平成 29 年度で終了する予定となっています。

※医学部定員増対象県：青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重
- 平成 16 年度からの医師臨床研修の必修化をふまえ、医師としての基盤形成の時期に基礎的能力を養うため、全国で初期研修を実施しています。なお、本県においても初期研修のマッチング者数が増加し、研修医の教育費用も増加傾向にあることから臨床研修費等補助金の安定的な予算の確保が望まれます。

※本県における初期研修医マッチング率・数(自治医科大卒除く)
平成 25 年度 80.2% 101 人(定員 126 人) → 平成 26 年度 76.5% 114 人(定員 149 人) → 平成 27 年度 74.0% 111 人(定員 150 人)

○ 現在、全国の医師数における女性医師の割合は約 20%であり、本県内においても約 16%となっています。今後、女性医師の増加により、子育て世代の女性医師の比率が増加することが予想されます。医師不足の状況下において、医療機関における子育て中の医師等の勤務環境の整備をよりいっそう促進するため、本県では、平成 27 年度から「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設したところです。医療機関の主体的な取り組みをさらに進めていくためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを評価するなどの仕組みが必要です。

○ 本県の人口 10 万人あたりの看護職員数は、准看護師を除きすべて全国平均を下回っており看護職員の不足が深刻な状況です。このような中、本県では平成 26 年度より看護職員確保対策検討会を設置して、看護職員確保対策について具体的な検討を進めています。

高齢化の進展、医療技術の高度化、医師不足等により、看護職員それぞれに求められる役割はより高度になっています。このような中、一部の看護系大学においては、学士課程で看護師に加えて保健師の教育が必修とされています。幅広い専門知識が得られ、看護師と保健師の資格を同時に取得できるという利点がありますが、最低限の単位の取得にとどまり必要な知識・技術が十分に身に付いていない可能性があり、卒業時の看護の実践能力に格差が生じています。また保健師として従事する者が少ないという現実があることから、必ずしも効率的・効果的な看護職員の養成カリキュラムとはなっていません。

限られた医療資源の効率的、効果的な配分の観点から、質の高い教育体制を整備し、ひいては看護職員が確保できるよう、現行のカリキュラムの現状・課題を分析の上、看護教育制度に適切に反映していく必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、保健師助産師看護師法 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

19 地域医療提供体制の充実に向けた支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 医療提供体制推進事業費補助金について、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、地域医療体制の確保に大きな支障をきたしているため、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。
- 2 医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であるため、補助基準額の引き上げや新たな補助金として再構築する等により財政支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 救急医療、周産期医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金である医療提供体制推進事業費補助金は、事業計画額に対する内示率が年々低下しており、地域の医療提供体制の確保について厳しい状況が続いています。医療提供体制推進事業費補助金が減額されることにより、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営等、県民の命に直結する事業を実施する医療機関に大きな負担が生じており、県民生活に大きな支障をきたしています。
- 2 ドクターヘリについては、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が年々増加するとともに、広域連携体制の構築に伴い隣接県に出動するケースもある中、運航実績に応じた補助基準額の引き上げとともに十分な予算額の確保が必要です。また、運航経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合の拡大が必要です。

本県では、三重県立総合医療センター、四日市市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の4か所が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。救命救急センターでは、重篤な救急患者の受入に必要な医師等の医療人材の確保等により不採算が生じています。限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するため、救命救急センターの運営に対しさらなる財政支援が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

20 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講を希望する医療機関に対して、研修の開催場所の拡充を含めて研修の受講機会を確保すること。
- 2 災害時における診療や投薬等の医療サービスを迅速に提供するため、保険者が保有するレセプト情報等の個人情報を、災害医療を担う医療機関等へ提供することができるようガイドラインなどにより明確化すること。

《現状・課題等》

- 1 平成28年2月末現在、DMATを保有する本県の医療機関は13病院で、活動可能なチームは21チームとなっています。DMATを1チームしか保有していない災害拠点病院では、DMAT隊員の異動に対応できるよう早急に隊員を養成する必要があります。また、大規模災害の発生に備え、災害拠点病院のDMAT保有数を増やす必要があります。しかしながら、DMAT研修の開催場所が限られ、受講枠が十分に確保されていないため、受講を希望するすべての医療機関に対して研修の受講機会を確保する必要があります。
- 2 東日本大震災では、大規模な津波により医療機関が被災し保有する患者情報が消失したため、被災した患者が医療救護所や避難所、避難先の医療機関等で受診する場合に既往歴や投薬歴等の確認ができず、診療や投薬など医療サービスの提供に困難が生じました。災害等による医療情報の消失への対策としては、医療機関等が患者情報を離れた場所にバックアップすることなどが有効ですが、診療所等においては費用面での負担が大きいため、保険者が保有するレセプト情報を活用することが有効です。しかし、レセプト情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、第三者への提供が制限されています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 日本DMAT活動要領、個人情報の保護に関する法律

21 財政支援の対象とする救急搬送困難事例受入医療機関の拡大

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

国の搬送困難事例受入医療機関支援事業では、都道府県によるメディカルコントロール協議会への医師の配置が補助要件とされているが、メディカルコントロール協議会への医師の配置に関わらず、救急搬送に係る調全体制が整備された地域において搬送困難事例を受け入れる救急医療機関も財政支援の対象とすること。

《現状・課題等》

- 救急搬送件数は年々増加しており、救急搬送時間が長くなるとともに、医療機関への受入照会回数も増加しています。増加する救急搬送患者に対し迅速かつ適切な医療を提供するためには、受入医療機関に空床を確保しておく必要がありますが、空床確保等による不採算が生じるため、搬送困難事例受入医療機関に対する財政的な支援が必要です。
- 医療機関が救急患者を受け入れる病床を確保する場合、国の補助事業である搬送困難事例受入医療機関支援事業を活用することができますが、補助を受けるには、都道府県がメディカルコントロール協議会に搬送先医療機関の調整等を行う医師を配置することが要件とされています。救急医療が問題となっている医師不足地域では、搬送先調整業務を担う新たな医師の確保や、地域の救急医が搬送先調整業務を担うことは極めて困難な状況です。
- 本県では、三重県地域医療支援センターを核として、救急医療を担う病院勤務医の確保に取り組んでいますが、医師数は依然として全国平均を下回っています。しかしながら、救急搬送受入に関する一定の体制が整っており、何らかの形で搬送先医療機関の調整等が適切に行われている地域もあることから、こうした地域においてはメディカルコントロール協議会へ搬送調整業務を担う医師を配置する必要性は必ずしも認められないと考えます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

22 難病対策の充実と医療費助成事務の円滑な実施

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方自治体における難病対策が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度全体の運用を遅滞なく、計画的に進めること。
- 2 指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ること。
- 3 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療が受けられるよう、特定医療費と小児慢性特定疾病医療費の一体化について検討すること。

《現状・課題等》

- 1 「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が平成27年1月1日から施行され1年余りが経過しましたが、難病患者データベースの運用や、医療提供体制の整備(新・難病医療拠点病院等の指定)等について未だ不透明な状況です。平成30年1月1日から本格実施となりますが、医療機関や患者等への周知の期間が十分に確保されず、混乱を招くことが懸念されます。
また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の運用に関して、主務省令への難病に係る規定の整備が遅れていることから、地方自治体の独自利用事務(例:肝炎に係る医療費助成)としての利用の際に、難病法に準ずる法定事務として活用できない等、十分に住民の利便性向上を図ることができない状況です。
- 2 指定難病の見直しについては引き続き検討されていますが、「患者数が多い」あるいは「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていない」等の理由で指定されない難病で苦しんでいる方も多くいます。高額な医療費や長期の治療継続等で患者の支援が必要である状況については指定難病と変わりません。現在指定難病でない難病においても、指定を受けるためには、少なくとも発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準や治療方法の確立等を図る必要があります。
- 3 I型糖尿病のように、小児慢性特定疾病医療費の対象疾病であっても、指定難病に指定されていない難病が多数ある等、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が、成人に達すると指定難病に指定されていないため医療費助成等の支援を受けられない状況があります。成人と小児とで準拠する法律が異なるために整合が図られていないおそれがあり、患者個人に着目した連続性のある制度設計が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課

関係法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

23 がん緩和ケア体制の充実

(厚生労働省)

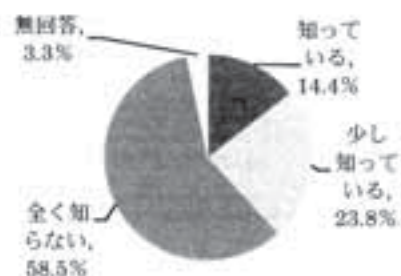
【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

緩和ケア体制の充実を図るため、患者やその家族、国民に対し緩和ケアに係る普及啓発を推進すること。また、緩和ケア研修について、カリキュラムの柔軟な運用や介護福祉関係者を含めた多職種を対象とするカリキュラムの作成、既受講者に対するフォローアップ研修の開催を検討すること。

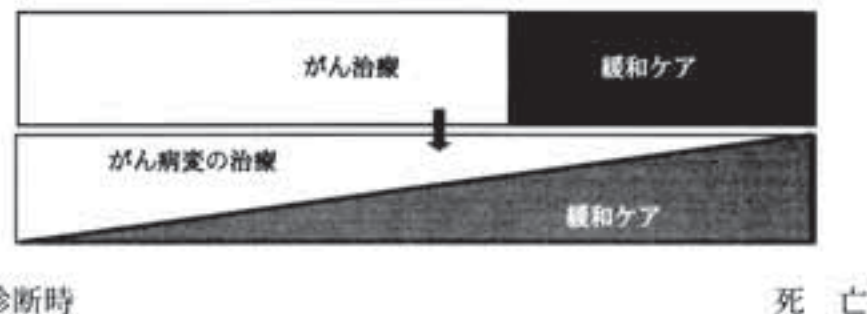
《現状・課題等》

- がんが進行した時期からではなく、がんと診断された時からの緩和ケアが重要ですが、早期からの緩和ケアの必要性等について患者とその家族の理解や認識が得られていません。患者やその家族、広く国民に対して緩和ケアの正しい知識の普及が必要です。
- 今後、在宅医療提供体制や地域包括ケアシステムを整備する上で、必要な緩和ケアの専門的な知識と技術の習得を目的に、がん診療に携わる医師等を対象に、緩和ケアを担う人材育成を進めています。緩和ケア研修の既受講者のブラッシュアップも必要です。また、今後、患者と家族の社会生活を支えていくためには、医療的側面だけでなく、介護や福祉の関わりも重要となってきたことから、多職種が連携しながら対応できるような研修体制の整備が必要です。

特定非営利活動法人日本緩和医療学会 平成22年度調査



「緩和ケアは、がんの終末期だけではなく、がんの初期から治療と一緒に受ける事ができる。」について調査。



※がんと診断された時からの緩和ケア

世界保健機関：武田文和訳・がんの痛みからの解放とバリアティブケア -がん患者の生命のよき支援のために- (1993)

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課
関係法令等 がん対策基本法

24 自殺対策予算の確保

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

地域自殺対策強化交付金における地方自治体の負担軽減を図ること。また、中高年および高齢者層の自殺者数が多い地域では当該層を対象とする事業への補助率を10/10とする等、地域の特性を考慮した補助率の見直しを検討すること。

《現状・課題等》

- 平成26年度までの自殺対策の取組は、地域自殺対策緊急強化基金により実施していましたが、平成27年度から交付される地域自殺対策強化事業交付金はその事業内容により、地方自治体等の負担が発生することとなりました。
さらに、平成28年度からは、内閣府から厚生労働省に業務が移管されることに伴い地方自治体等との負担割合の見直しが行われ、より一層地方自治体等の負担が大きくなっています。
自殺対策基本法の一部改正では、都道府県だけでなく市町村においても自殺対策計画策定が義務付けられ、より一層の対策強化が求められているにもかかわらず、地方自治体等の財政的負担が増加することにより、財源等の確保ができず、市町村の自殺対策事業が縮小される、あるいは実施できなくなる可能性があり、対策が後退するおそれがあります。
- 本県においては若年層での自殺が増加傾向にあるとともに、自殺者数総数としては40～60歳代の中高年層に多いことから、若年層への対策を強化するとともに、引き続き中高年層を対象とする対策が重要であると考えています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課
関係法令等 自殺対策基本法 自殺総合対策大綱

25 がん診療連携拠点病院におけるPDCAサイクルの確保に係る全国基準の早期提示

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

がん診療連携拠点病院については、がん医療の均てん化を図るために全国一律で指定要件が定められており、PDCAサイクルの確保もその要件の1つとなっているが、全国的な基準となる指針や評価指標等が明確に示されておらず、各都道府県が個々に取り組んでいる状況である。そのため、がん医療の均てん化をより促進するため、全国的な基準となる指針や評価指標等を早期に示すこと。

《現状・課題等》

がん診療連携拠点病院については、平成26年1月に指定要件等にかかる新指針が示され、診療実績にかかる数値基準の設定や医療従事者配置要件の厳格化が図られました。その際、院内のPDCAサイクルの確保が指定要件として追加されました。

このため本県では、拠点病院である三重大学医学部附属病院が中心となり、県内で統一した評価に基づくPDCAサイクルの確保のための体制整備等を進めているところですが、全国的な基準となる指針や評価指標等が明示されていないため、県内はもとより、他の都道府県との整合が図れない状況で、統一基準に基づくPDCAサイクルの確保に向けた体制整備が遅々として進まない状況です。

がん医療の均てん化をより一層推進するためには、PDCAサイクルの確保に係る全国的な基準となる指針や評価指標等が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課
関係法令等 がん診療連携拠点病院等の整備に関する方針

26 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術施策の強化

(内閣官房、文化庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 文化プログラムを地方公共団体が実施するにあたり、国と一体となって早期に取り組めるよう、実施にあたっての詳細な仕組み等を早急に示すこと。
- 2 文化プログラムを地方における文化芸術推進の契機とするため、地方が独自性を発揮しやすい仕組みによる財政等の支援措置を講じること。
- 3 地方自治体が文化プログラムを実施するにあたり、その拠点となる文化芸術施設が機能を十分に発揮できるよう、施設改修にかかる財政的支援制度を創設し、また、Wi-Fiや施設サイン等の整備など、訪日外国人旅行者受入れに寄与する文化芸術施設の受入環境整備を支援すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、「新しいみえの文化振興方針」を平成26年11月に策定し、次代のみえを担う若い世代の育成、みえの文化の素晴らしさの県内外への発信、新たなみえの文化の創造を基本目標として文化振興に取り組んでいます。
国では、文化庁において、平成27年7月に「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」をとりまとめ、その中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、文化の祭典として、史上最大規模の文化プログラムに取り組むこととしており、平成28年秋から全国津々浦々で実施することになっています。
基本構想では、地方公共団体の取組にも期待がなされていますが、具体的な内容については明らかになっていません。
- 2 厳しい財政状況の中、地方が国と一体となって文化プログラムに主体的に取り組むためには、新たな支援制度が必要です。
- 3 県内各地の文化芸術施設の老朽化に伴う、改修等の経費が財政を圧迫しており、計画的かつ速やかに進めることが出来ていません。
文化プログラムの実施にあたっては、各種公演・イベント等の披露の場となる文化芸術施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっており、機能向上を含む大規模改修が必要不可欠です。
また、日本の博物館等の外国人受入体制は、国立施設や大規模施設など、一部施設では対応が進んでいる部分があるものの、本県の文化芸術施設では十分に整備されているとは言えない状況であり、各種環境整備（Wi-Fi、館内案内表示、パンフレット作成、外国語対応スタッフの配置、ガイドシステム導入等）が必要です。

県担当課名 環境生活部文化振興課

27 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 公立学校における非構造部材の耐震対策を進めるため、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。
- 2 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 3 公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げ等、支援制度を充実するとともに、施設整備計画に基づく円滑な事業推進がなされるよう十分な財源を確保すること。
- 4 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率を引き上げ（1/2→2/3）、改築工事の補助対象期間を延長すること。

《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校の耐震化については、地震特措法の特例による算定割合の引き上げや地方財政措置を活用し、市町教委が積極的に取り組んだ結果、平成28年4月1日現在の耐震化率は99.8%となり、平成28年度末には100%となる見込みです。一方で、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、特に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成25年8月に技術基準や手引きが示されて以降、対策を進めているものの、目標年度である平成27年度末までに対策が完了しなかった市町があり、平成28年4月1日現在で対策未実施棟数は42棟となっています。

平成28年3月31日に地震特措法が改正され、従前の算定割合引き上げの特例措置については、引き続き平成33年3月31日まで5年間延長されましたが、公立小中学校施設の耐震化を推進するためには、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策についても、建物の耐震化と同様に現状の算定割合（1/3）を嵩上げする必要があります。

- 2 平成26年3月18日に本県が公表した「津波浸水予測図」および市町が独自に作成した浸水想定等によると、津波浸水域内にある公立小中学校は126校（23.6%）であり、うち118校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。（学校数は平成27年5月1日現在の数値）

平成27年度に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでいないため、補助事業の活用が難しくなっています。

津波浸水域内にある建物で高台移転や高層化が必要なものについては、不適格改築事業の対象とするとともに、補助対象となっていない用地取得費や土地の造成費を補助対象とするなど、支援制度のさらなる拡充が必要です。

3 公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や1㎡あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省により示されています。必要面積は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」に規定する学級編制の標準により算定するため、少人数学級等により標準を上回る学級数に係る面積は交付金額の算定に反映されません。また、近年、資材費の高騰や作業員不足による工期延長等、工事費が増加する傾向にあり、平成26年度以降、毎年、建築単価の引き上げが行われていますが、依然、実際に必要となる単価と乖離しており、設置者の負担が増大しています。さらに、平成26年度以降、公立学校施設整備費は要望額が予算額を上回り、事業の一部の採択が見送られたことから、施設整備計画に沿って進めてきた事業の遅延や中止などの支障が生じています。

必要面積の弾力的運用や、建築単価の大幅な引き上げ等を行い、実情に合った補助制度となるよう改善するとともに、施設整備計画に基づくすべての事業が実施できるよう必要な財源の確保が必要です。

4 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校に対する耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの、拡大された校種に対する補助は平成28年度までの3年間の時限措置となっています。

私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校経理・施設課、環境生活部私学課、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

28 海岸漂着物対策の推進

(総務省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進するため、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保するとともに、地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。
- 2 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

《現状・課題等》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、三県一市の「海岸漂着物対策検討会」として発生抑制のための普及啓発や対策の推進に係る国への提言等を実施してきました。また、三県の環境活動団体が自らの活動エリアを越えて伊勢湾の海岸漂着物問題を考え行動する取組も進められており、官民の取組が拡大しています。
- 平成 26 年度補正予算からは、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置され、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費についても補助対象になり、海岸管理者等が継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。
- 国の平成 28 年度本事業にかかる予算（平成 27 年度国補正、平成 28 年度国当初の合計）は 30 億 2 百万円が確保されていますが、現行制度が定着し当該補助金を活用した事業について海岸管理部局や市町の取組意欲が高まることで要望が増えた結果、要望額が予算額を大きく上回った状況です。今後、これらの事業を円滑かつ確実に実施し海岸漂着物対策を推進するためには、国補助金の安定的かつ十分な予算の確保が望まれます。

<1 対策に係る予算の確保>

- 海岸漂着物の発生抑制対策に鋭意取り組んでおりますが、効果の発現には息の長い取組が必要であり、海岸漂着物の問題解決に向けて継続して一定の回収処理、発生抑制対策を実施していくことが重要であることから、平成 29 年度以降も十分な額の予算を確保する必要があります。また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担が偏ることのないよう地方交付税措置を講じるなど自治体負担の軽減が求められます。

<2 河川ごみの回収処理>

- 取組を進めている中で、依然として、河川ではペットボトル・食品容器などの生活ごみや流木が散見されており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。海岸漂着物対策では、流域圏の河川における散乱ごみ等の回収処理や流出防止対策により、ごみが海域に流出する前に対策を積極的に講ずることが効率的であり、この対策に活用できる財政上の支援措置が必要です。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、引き続き、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

29 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 水道施設の耐震化等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げ（1/3→1/2）や交付要件の緩和等財政支援の充実を図るとともに、津波や豪雨等による浸水対策に向けた補助メニューを創設すること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の水道施設復旧への補助率嵩上げ（2/3）の採択要件を緩和（上水道事業の査定事業費1億円以上→5千万円以上など）すること。

《現状・課題等》

- 1 水道事業・用水供給事業において耐震化等の施設整備が遅れていますが、人口減少やこれまでの景気低迷により経営が厳しさを増している中、平成22年度に交付対象となる事業の採択基準の変更（資本単価の引き上げ）に伴い一層厳しい状況となった事業者があります。大規模災害に対応するため、耐震化対策や老朽化施設の更新等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げや交付要件の緩和等の財政支援の充実が必要です。
また、津波や豪雨等による施設の浸水対策を進めるために、水道事業者・用水供給事業者が対策事業を実施する場合に、下水道事業において浸水対策の整備に財政措置があるように補助制度の創設等、事業者への支援が求められています。
- 2 災害復旧補助事業に係る補助率については、平成26年度の制度改正により「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の嵩上げ（2/3）措置が講じられましたが、査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないこととなっています。
激甚災害に指定されながら査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないことから、採択要件の緩和が求められています。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱、河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

30 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じて人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進委託事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえた法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立するとともに、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を実施すること。

《現状・課題等》

- 1 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、その解決に向けては人権教育・啓発のさらなる推進が必要となっています。本県では、人権センターを拠点として啓発活動を実施するとともに、市町への財政的な支援などにより連携して取組を進めています。人権問題の解決に向けては、国と連携して、地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発に各自治体が主体的に取り組む必要があります。そのためには人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進委託事業の予算が十分に確保されるとともに、地域の実情をふまえ、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとなる必要があります。
- 2 本県では、人権侵害による被害者の救済に関して、県人権センター等に相談窓口を設け、支援を行っています。しかし、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、実効性が担保された国による救済制度が確立され、地方自治体等と連携して、迅速かつ効果的にきめ細かく被害者救済が推進されていく必要があります。
- 3 インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されるなどの人権侵害が発生し、平成 27 年のインターネット上の人権侵害事件は過去最高件数となっています。本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やインターネット上の人権侵害の早期発見・防止に向けた講座を開催していますが、手口の巧妙化、悪質化も深刻になっています。インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含めた実効性のある施策の推進が必要です。

県担当課名 環境生活部人権課、教育委員会事務局人権教育課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱、人権教育研究推進事業委託要綱

31 地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方がその地域の実情に応じた独自の女性の活躍推進施策が展開できるよう「地域女性活躍推進交付金」の恒久化や拡充による継続的な財政支援を行うこと。
- 2 女性活躍推進の取組状況等を客観的に評価できるよう、企業（中小企業を含む）における女性の登用状況等を都道府県別に比較できる実態調査を毎年度実施すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、「地域女性活躍加速化交付金」「地域女性活躍推進交付金」を活用し、地域経済団体等と連携して「女性の活躍推進三重県会議」を設け、県内企業・団体等に加入を働きかけるとともに、女性活躍に取り組む企業等へのアドバイザー派遣などの支援や各種セミナーの開催、女性人材の育成や女性管理職のネットワーク構築の支援など、女性活躍の機運醸成につながる様々な取組を進めています。

女性が活躍するためには、国の第4次男女共同参画基本計画にもあるとおり、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くする必要がありますなど、短期間の取組ですぐに成果が出るようなものではなく、中長期にわたり継続的に取組を行っていかねばなりません。

しかしながら、「地域女性活躍推進交付金」は、平成26年度補正予算の4億円から平成27年度補正予算においては3億円へ減額されています。地方の実情に応じた女性の活躍推進のため、「地域女性活躍推進交付金」の恒久化や拡充による柔軟で十分な国の財政支援が必要です。

- 2 女性活躍推進法が施行され、企業においては「事業主行動計画」の策定が求められ、管理職に占める女性の割合等を把握のうえ、自社の目標を設定することとなりました。しかしながら、中小企業を含む民間企業における管理職への女性登用率等の数字を都道府県別に把握できる調査は、5年間隔の調査（就業構造基本調査等）しかありません。本県では、毎年、中小企業に対する調査を行っていますが、独自調査のため、他都道府県との比較や全国的な傾向を把握することができません。

「事業主行動計画」の策定について、従業員300人以下の中小企業等では努力義務に留まりますが、地方企業の大部分は中小企業であるため、本県では、こうした中小企業等を対象とした計画の策定支援を行うこととしています。今後、客観的な数字により他県比較なども交えて取組の成果を評価できるよう、都道府県別に女性の登用状況等を把握する全国的な調査を実施することが必要です。

県担当課名 環境生活部男女共同参画・NPO課

関係法令等 男女共同参画基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

32 多文化共生社会づくりの推進

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するため、外国人全般の受入や中長期的な方向性等を示す方針を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時等に、多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの県の広域的な取組を支援する制度を創設すること。
- 4 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳者の育成・配置に係る費用負担に対応するなど、医療通訳の制度を整備すること。
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導や日本語指導に係る施策および財政支援を充実させること。

《現状・課題等》

- 1 人口減少や外国人住民の定住化など環境が大きく変化する中、本県の外国人住民数は42,897人と県人口の2.35%を占め、外国人比率は全国第3位です。(平成26年末現在、「平成27年版 在留外国人統計」(法務省)より)
本県では「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定して多文化共生社会づくりに取り組んでいますが、国においても中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針および日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが必要です。
- 2 本県や外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識から、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組を進めています。
外国人住民が集住する市町村に対しては特別交付税が交付されていますが、都道府県や市町村の多文化共生社会づくりに関する取組に対しても財政的支援が必要です。
- 3 南海トラフ地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、本県では、「みえ災害時多言語支援センター」など多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりや広域的なネットワークの構築をめざしています。
災害発生時に、外国人観光客を含めた外国人住民等について県が行う広域的な取組に対して、国においても財政的支援を含めた新たな支援制度が必要です。

4 本県では、地域の事情に沿って地域の基幹病院に医療通訳者を配置する形で、医療通訳制度の発展・定着に取り組んだ結果、平成27年度は県内の6医療機関において費用を自己負担して医療通訳者を配置しています。

医療通訳者の育成と配置には費用と時間が必要であり、ほとんどの医療機関等では配置されていません。今後、外国人観光客を含めた多くの外国人が医療機関等を利用することが見込まれる中、国においても現在患者や医療機関が行っている費用負担に対応するなど、医療通訳の制度の整備が必要です。

5 本県の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は1,995人で、約37%（221校）の学校に在籍しています（平成27年5月1日現在）。

外国人児童生徒が在籍する学校が広域化する中、外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、「特別の教育課程」による日本語指導が可能になったこともふまえ、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立および進路保障を図ることが必要です。

33 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

潜在性の高い性犯罪・性暴力被害者の支援が一層進むよう、地方におけるワンストップ支援センターの取組について継続的な財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 全国的に子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案でもある声掛け・つきまとい事案等が多発するなど極めて深刻な状況にあることから、性犯罪・性暴力被害者等の支援の強化等子ども・女性を守るための環境整備が必要となっています。
国においては、第4次男女共同参画基本計画等において、潜在性の高い性犯罪・性暴力被害者を支援するための「ワンストップ支援センター」について設置促進を成果目標として明記しており、平成27年11月時点で全国に25か所の設置から、平成32年には各都道府県に最低1か所の設置をめざしています。
- 本県では、平成27年6月に「ワンストップ支援センター」として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、運営を行っています。運営開始後、相談件数は一定の数値はあがっているものの、社会的な認知度はまだ低いことから、広報啓発を多角的な手法で展開し、周知を図るとともに、相談員のスキルアップなど、相談窓口として一層の機能充実が必要です。
このことから、相談員配置に必要な人件費をはじめ、相談員に対する人材養成費用や、相談者への支援機能の拡充・強化に必要な関係者向け研修会の開催費用、また、同センター事業の周知のための費用など、国として継続的な財政支援が必要です。

県担当課名 環境生活部くらし・交通安全課

34 廃棄物の適正処理の推進および不適正処理対策への支援

(財務省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。
- 2 安定型産業廃棄物である「がれき類」および「ガラスくず」には、硫化水素等の環境汚染を引き起こす成分が含まれているものがあるため、これらの埋立処分基準を見直すとともに、再生資材として安全に利用するための基準を示すこと。
- 3 高濃度PCB廃棄物の期限内処理を推進するため、やむを得ず行政代執行に至った場合には、多大な費用を要することから財政的な支援制度を創設すること。
- 4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。

《現状・課題等》

- 1 安定型最終処分場の維持管理において、安定5品目以外の付着や混入がないか否かを完全に把握することは難しく、一旦、地下水が汚染された場合、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。安定型最終処分場で安定5品目以外の廃棄物の混入による地下水汚染を未然防止するため、展開検査場の確保と浸透水を全面的に集排水できる設備が必要です。
- 2 「がれき類」または「ガラスくず」に該当する軽量気泡コンクリート等の建築資材廃棄物が、再生資材として埋め戻し材等に利用され、硫化水素ガスおよび汚水を発生させる事案が発生しています。安定型産業廃棄物から再生された建築資材に含まれる硫黄分等が、土壌中の有機物等の影響により有毒な硫化水素ガスや汚水を発生させることがあるため、建築資材廃棄物の埋立処分基準の見直しと、土木資材等として利用された場合の安全性評価が必要です。
- 3 PCB特措法の改正により、期限内に処分される見込みのない高濃度PCB廃棄物に対して行政代執行を見据えた改善命令の発出が可能となりますが、その処理には多大な費用を要することから、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てている基金を活用するなど行政代執行費用に対する財政支援が必要です。
- 4 「負の遺産」を解消するため、平成25年度に国庫補助金を受け、地元と共に対策完了後（平成35年度以降）の跡地利活用の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。支障除去対策完了後の跡地利用を早期に行うためには、整備費等に対する支援制度が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム

関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

35 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、平成34年度の工期までに一日も早く完成するとともに、さらなるコスト縮減に最大限努めること。

《現状・課題等》

- 川上ダム建設事業は、平成22年度からの検証作業を経て、平成26年8月に国土交通省は川上ダム建設事業の対応方針を「継続」と決定しました。また、平成27年3月に変更認可された事業実施計画、および平成28年1月に閣議決定され一部変更となった水資源開発基本計画（フルプラン）において、工期は「昭和56年度から平成34年度まで」と位置づけられたところです。現在の事業の進捗状況は、家屋補償については平成15年度に40戸（100%）の移転が完了し、水没用地については114ha（約99%）が取得済みです。また、本体工事の準備工事となる転流工工事については、平成23年1月に概成しています。
- 本県伊賀地域（木津川上流地域）では、昭和28年の洪水で約540ha、約200戸の浸水被害を受け、平成25年の台風18号の接近時には、ダム下流域の浸水被害により住民が一時避難するなど、過去から幾多の水害に悩まされてきました。このため治水対策として、本県では過去に「狭窄部である岩倉峽の開削」を要望してきましたが、その開削が都市化の進む下流域の洪水リスクを高めてしまうことから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」を一体として整備する国の治水計画を、止むなしとして受け入れてきた経緯があります。このことから、川上ダムの早期完成による、伊賀地域の治水安全度の向上が望まれています。
- 川上ダムの完成が遅延していることから、伊賀市水道事業は、現在、暫定豊水水利権による取水を行っており、水道水源としては不安定な状態となっています。また、最近の公共事業労務費の上昇や物価上昇などに伴い建設事業費が増大し、利水者の負担が増大することも懸念されることから、川上ダムの早期完成が望まれています。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課、地域連携部水資源・地域プロジェクト課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課

関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

36 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

地籍調査費負担金の国庫負担額を確保するとともに、引き続き、国土調査法第19条第5項による地籍整備の推進に向けた必要な支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 地籍調査の成果は土地の基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。
- 南海トラフ地震など大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、迅速な復旧・復興を図るため、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が最重要課題となっていることから、特に津波浸水区域を重点に地籍調査に取り組んでいます。しかしながら、十分な地籍調査負担金の国庫負担額が確保されていないことや、津波浸水区域内に整備が進められた紀勢自動車道や熊野尾鷲道路の用地測量成果が国土調査法第19条第5項指定による地籍整備に繋がっていないことなどから、本県の地籍調査の進捗率は、全国平均51%（平成26年度末）に対して9%と大きく下回っています。
- 平成28年度予算における国の地籍調査費負担金の内示額は、本県の要望額に対して69%にとどまっています。
- 地籍調査を計画どおりに推進するため、十分な地籍調査費負担金の国庫負担額の確保が必要です。
また、国土調査法第19条第5項による地籍整備の推進については、「用地測量の成果等を活用した地籍調査の推進に関する法務省からの事務連絡の発出について」（平成28年4月8日付け国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官事務連絡）が国土交通省から各都道府県地籍調査担当課長宛てに発出されたところですが、引き続き、地籍整備推進調査費補助金の確保および技術的支援が必要です。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
関係法令等 国土調査法

37 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援のための財源を確保すること。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算の確保
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の複数年事業への適用および予算の確保
- 3 地域鉄道事業者の事業欠損に対する支援制度の創設

《現状・課題等》

- 1 本県では、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進め、複数の市町間をまたぐバスに対する支援を行い、バス交通を県民の移動手段として存続させています。今後も、バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、地域にとって最適なバス交通のあり方を、まちづくりや観光などとも連携しながら、地域のさまざまな関係者によって検討し、生活交通のネットワーク化を強化していく必要があります。そのためには、地域における公共交通網の見直し・改善に取り組む意欲を持っている地方自治体が確実に事業を実施できる予算の確保が必要です。
- 2 本県では、国の補助制度を活用し、地域鉄道の設備整備等への支援を行っていますが、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助対象は単年度事業のみであり、複数年におよぶ大規模な設備更新は補助対象外とされていることから、地域鉄道事業者が設備投資を行う際の大きな負担となっており、同事業を複数年事業にも適用させる必要があります。また、同事業にかかる国の補助額は年々減額される傾向にあり、平成28年度予算では車両設備、車両定期検査を含む鉄道設備修繕費に係る予算が大幅に縮小されました、地域鉄道の安全性の維持・向上を図るために予算を確保する必要があります。
- 3 地域鉄道事業者の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は事業欠損に対する補助等の多額の支援を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。地域鉄道は、地域住民の通学・通勤等の手段であるとともに、地域の重要な社会インフラであり、経営安定のため、事業欠損に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

38 国民体育大会の開催に係る運営費等の支援

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(スポーツ庁)

- 1 国体開催都道府県への財政支援を充実するとともに、市町村に対しても財政的補助を行うこと。
- 2 国体未実施のオリンピック競技・種目・種別の国体への導入にあたっては、当該競技・種目・種別の普及度合いや地方の実情を総合的に勘案するとともに、新たに地方に人的・財政的負担が生じないように措置すること。
- 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で整備した競技用具について、国体で活用できるようにすること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、平成33年に第76回国民体育大会（三重とこわか国体）を開催します。
国体は、国、（公財）日本体育協会および開催都道府県の三者の共催で開催されますが、開催都道府県では、大会運営費、競技役員の養成および施設の整備など大きな財政負担が生じています。国は、開催都道府県に対し、式典および競技運営に直接必要な経費を補助していますが、十分なものとはなっていません。
また、市町村においても、開催経費や施設整備費などの負担が発生しますが、地方スポーツ振興費補助金においては、市町村が負担する運営費や施設整備費などは対象となっていません。
- 2 2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定したことを受け、（公財）日本体育協会は、「国体における2020年オリンピック対策・実行計画」を策定し、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国体で未実施の競技・種目・種別について、一定の調整が整ったものをイベント事業または正式競技として実施することとしています。
開催予定となっている県は、（公財）日本体育協会が定める「国体開催基準要項」等に基づき、既に対象競技について諸準備を進めているところであり、新たな競技・種目・種別を導入することは、開催県や市町村が当初想定していなかった人的・財政的負担を負う可能性があります。
- 3 本県では、国体で必要となる競技用具の整備にあたっては、県および会場市町等が現有するものをできる限り利活用するとともに、不足するものについては、他府県からの借用や共同で購入すること等を検討しています。
本県の国体開催は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の翌年であることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で整備した競技用具について、本県以降の開催県での国体で活用できるようにすることが望まれています。

県担当課名 地域連携部スポーツ推進局国体準備課

関係法令等 スポーツ基本法

39 農業の競争力強化および農村の防災、獣害対策に資する予算の十分な確保

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 農業の競争力強化に向け、農地の大区画化やパイプライン化などの生産基盤の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を十分に確保すること。
- 2 大規模災害に備え、老朽化した農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を十分に確保すること。
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に応えられるよう十分な予算を確保するとともに、緊急捕獲事業において、柔軟な予算運用ができる仕組みを構築すること。

《現状・課題等》

- 1 TPP協定の締結など農業のグローバル化が進展する中、農業の競争力強化は喫緊の課題となっています。こうした中、農業の生産性の向上に向け、農地の大区画化やパイプライン化、排水対策などの生産基盤の整備を計画的に進めるため、TPP関連対策予算をはじめ、十分な予算の確保が必要です。
- 2 南海トラフ地震発生の切迫性が指摘されるとともに、台風や局地的豪雨の発生頻度が高まるなど、地震や津波、風水害に対する十分な備えが求められている中、老朽化した農業用ため池や排水機場等の整備を計画的に進める必要があります。
本県では、三重県農業農村整備計画に基づき、こうした基幹的農業水利施設の整備を進めていますが、対策を着実に実施するにあたり、十分な予算の確保が必要です。
- 3 県内の野生鳥獣による農林水産業被害金額は着実に減少していますが、被害額は依然として高い水準にあります。特にニホンジカによる被害は深刻であり、侵入防止柵の整備や捕獲強化等が急務となっています。このため、地域がこれらの対策を着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保するとともに、緊急捕獲事業の円滑な実施に向け、柔軟な予算運用を可能とする仕組みづくりが必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、獣害対策課

関係法令等 土地改良法、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業水利施設保全合理化事業実施要綱、農業基盤整備促進事業実施要綱、農村地域防災減災事業実施要綱、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

40 TPP 協定に係る農林水産業対策の的確な実施

(農林水産省、消費者庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小麦、牛肉、豚肉をはじめ、TPP 協定発効による影響が見込まれる品目に対する経営安定対策と、基盤整備も含めた実効性のある体質強化対策について、十分な予算を確保すること。
- 2 総合的な TPP 関連政策大綱のうち、現在検討が継続されている「収入保険制度」や「原料原産地表示」などの項目について、早期に有効な制度として創設し実行すること。
- 3 中山間地域をはじめ TPP 協定の影響を大きく受けると予想される条件不利地域において、農業の継続、再生に向け、地域の特色を活かした新たな価値の創出を促進するため、初期的段階における新規作物の導入や加工品開発などの試行的な取組に対する支援を強化すること。
- 4 TPP 協定の発効に向け、国内農林水産業に対する影響を適確に把握するとともに、予期せぬ影響が明らかになった場合には、有効な対策を迅速に講じること。

《現状・課題等》

- 1 国は「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、国内農林水産業の競争力強化につながる体質強化対策や影響緩和のための経営安定対策等を講じているものの、「担い手確保・経営強化支援事業」の本県への配分は、要望に対して約 2 割にとどまっており、地域の要望に円滑に対応できない状況となっています。将来の農林水産業経営への不安を払拭するためにも、こうした TPP 対策に関する予算を十分に確保する必要があります。
- 2 現在、平成 28 年秋までを目途に、「収入保険制度の導入」や「原料原産地表示」など 12 項目の検討が行われています。中でも「収入保険制度」については、全ての農産品目を対象に、円滑に制度運用が図られるよう、早期の制度創設が必要です。また、「原料原産地表示」については、消費者が適切に食品を選択するために必要な制度であることから、加工品の表示対象を拡大するとともに、インスタ加工の惣菜や飲食業の調理品への適用など、表示制度を強化する必要があります。
- 3 中山間地域等の条件不利地域においては、農地の集約化や生産体制の効率化が進みにくく、TPP 協定の影響を大きく受けることが懸念されています。条件不利地域における農業の継続、再生に向け、地域の特色を活かした新たな価値の創出が急務であり、初期的段階における新規作物の導入や加工品開発などの試行的な取組に対する支援の強化が必要です。
- 4 TPP 協定の発効に伴う国内の農林水産物の生産額への影響については、国において一定の前提のもとに行った試算結果が公表されていますが、発効後には、予期せぬ影響が発生することも考えられます。そうした際には、国内の農林漁業者の経営が継続・発展することができるよう有効な対策を迅速に講じることが必要です。

県担当課名 農林水産部農林水産総務課、担い手支援課、農産物安全課、農業基盤整備課、森林・林業経営課、水産資源課
関係法令等 総合的な TPP 関連政策大綱

41 農業の担い手の持続的な経営安定を図るための施策の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 平成 28 年度から実施された機構集積協力金の取扱いの変更は、農地中間管理事業の推進に大きな影響を及ぼすことから、地域の創意工夫により農地集積・集約化が円滑に進むよう、国が都道府県に交付する金額等の交付単価を見直すこと。
- 2 平成 30 年産からの米政策の見直しに円滑に対応していけるよう、地域の生産者と食品事業者が連携し、需要に即した戦略作物の生産に取り組む産地に対して、生産拡大を速やかに誘導できるよう、産地交付金の充実・強化を図ること。
- 3 次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図るため、農業経営体の雇用力強化や経営感覚に優れた高度な農業人材の育成に向けた取組を強化できるよう、農業大学校や農業改良普及センターの活動に必要な予算を十分に確保すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 28 年 4 月から機構集積協力金の取扱いが変更され、都道府県への交付額等の算定基礎が新規集積農地に限定されました。この変更により、計画的な農地集積を予定していた地域に対するインセンティブが弱くなり、今後、担い手への農地集積・集約化が減速することが懸念されます。また、分散した農地の交換を行う集約化も必要であることから、既存の集積農地も含めた一体的な集積・集約化を進めるためにも、都道府県への交付額等の単価の見直しが必要です。
- 2 県産小麦については、製麺特性に優れた「あやひかり」を中心に、食品事業者から強い増産要望があり、生産体制の強化が求められています。麦などの戦略作物の増産に向け、産地交付金の活用により、高品質・安定生産体制の構築を進めていく必要があります。
- 3 農業経営者の高齢化が進む中、次世代へ円滑に経営継承を図るためには、農業大学校や農業改良普及センターの活動に必要な予算を十分に確保し、法人化や経営の多角化などの促進により、農業経営体の雇用力を強化するとともに、新規就農者等のキャリアアップ等を支援し、経営感覚に優れた高度な人材を育成することが必要です。

県担当課名 農林水産部担い手支援課、農産園芸課

関係法令等 農地中間管理事業の推進に関する法律、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

42 林業の活性化に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 林業の活性化に向け、林業の基盤づくりや木材の加工流通施設等の整備、木材の需要拡大等に資する予算を十分かつ安定的に確保すること。また、主伐を促進し、森林の更新が着実に進むよう、再生林の確実な実施に向けた支援を充実すること。
- 2 森林吸収源対策や国土保全に向け、森林整備等を継続的かつ安定的に行うための財源を確保するとともに、森林整備加速化・林業再生基金で資金融通を行った際の償還金を、地域の実情に応じた用途に活用できるようにすること。
- 3 林地台帳（仮称）の整備に向けた具体的な制度設計や運用にあたっては、県および市町の意見を反映するとともに、必要となる経費に対して十分な財政措置を講ずること。また、県および市町が森林所有者を的確に把握できるよう、他の行政機関の保持する情報について確実に共有できるようにするとともに、共有できる情報の範囲を拡大すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、林業の活性化に向け、主伐を促進するため低コスト造林の推進に取り組むとともに、林道等の基盤整備、木材の安定供給体制の構築、輸出等県産材の新たな需要拡大の取組を一体的に進めていますが、こうした取組は、地域の実情に応じて継続的かつ安定的に実施していく必要があります。また、主伐を促進するうえで、再生林や育林の経費が大きな負担となることや、二ホンジカによる苗木の被害等が課題となっており、育林経費の低減に向けた低コスト造林に使用するコンテナ苗生産施設の整備等への支援の充実や、森林の着実な更新に必要な獣害防護柵の点検・補修活動に対する支援が必要です。
- 2 平成28年度税制改正大綱で示された森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みの検討に際しては、県の独自課税との関係等について十分に調整を図る必要があります。また、地方の厳しい財政状況を踏まえ、森林整備加速化・林業再生基金で資金融通を行った際の償還金を間伐等の森林整備にも有効活用していくことが求められています。
- 3 林地台帳の整備にかかる作業経費は、既存の登記簿情報の精度に大きく左右されることから、地域の実情に的確に対応した財政措置が必要です。また、林地台帳や森林簿の精度向上には、それぞれの行政機関が保有する森林所有者等の情報の共有が必要ですが、市町の担当部局によって共有の可否の判断が異なることや、共有できる情報も森林法改正後の平成24年4月以降に新たに取得したものに限定されていることなどから、情報共有が十分に行われているとはいえない状況です。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱

43 水産物の輸出を促進するための環境整備

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明に関し、輸出先国に対し本県産水産物の安全性に関する適切な情報提供を行い、撤廃することを働きかけること。
- 2 国が進める水産物の輸出戦略をふまえ、本県では海外でニーズが高いカキ（生および冷凍）の輸出促進に注力しているものの、シンガポールにおいては、カキに係る検疫上の条件が満たされていないことから、カキの輸出に必要な制度について、早急にシンガポール政府と協議し、整備すること。

《現状・課題等》

- 1 本県産水産物の輸入に際し、韓国、中国の2か国は放射性物質検査証明を、レバノン、サウジアラビアの2か国は放射性物質検査結果報告書（検査機関発行）の添付をそれぞれ求めています。これまで、本県産水産物からは東日本大震災に起因する放射性物質は検出されていません。

この放射性物質検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担となっており、輸出拡大の障壁となっています。

- 2 本県が県産水産物の輸出促進に注力するシンガポールにおいて、カキの輸入に係る検疫上の制度として、冷凍カキについては、シンガポールの食品安全基準を満たしていることを証明する検疫証明書（Health Certificate）の添付を、また、生カキについても、検疫証明書の添付に加え、シンガポール貝類衛生プログラムに関する農食品・獣医療の要件の充足を求められています。しかしながら、現状、日本はシンガポールの農食品・獣医療の要件を満たす国として認められていないほか、国において検疫証明書の様式が整備されていないため、シンガポールへはカキを輸出できない状態です。

このため、カキの輸出に意欲的な事業者にとってビジネスチャンスの喪失に繋がりがねない状況となっていることから、シンガポールへのカキの輸出条件である農食品・獣医療の要件の充足および検疫証明書の様式を早急に整備する必要があります。

県担当課名 農林水産部水産資源課
関係法令等 対各国との輸出取扱要領等

44 「豊かな海」伊勢湾の再生に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 広域的モデルとして作成する伊勢湾の「藻場・干潟ビジョン」を実効性のあるものにするため、伊勢湾において国による実証事業等を実施すること。
- 2 伊勢湾のアサリ資源を復活・増大させるため、河川の堆積土砂を活用した干潟造成を推進するとともに、河川管理者との連携を支援すること。

《現状・課題等》

- 1 本年1月、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・再生対策を推進するため国が策定した指針（藻場・干潟ビジョン）では、関係府県が複数に及ぶ場合には、国が適切に関与することとなっており、現在、三重・愛知両県に跨る伊勢湾を広域的なモデル海域に位置付けて「藻場・干潟ビジョン」を作成することとしています。
このビジョンを実効性のあるものにするためには、伊勢湾において国による適地選定調査や干潟造成などの実証事業を実施することが有効と考えます。
- 2 本県のアサリ漁獲量は、ピーク時の約1万5千トンから年々減少し、平成26年は過去最低の約5百トンと30分の1まで減少しました。減少理由は、アサリの大量へい死を招く貧酸素水塊の発生、アサリの生息場所となる干潟・浅場の減少などが考えられます。
伊勢湾のアサリ資源を復活・増大させるためには、干潟の保全・造成を推進することが重要です。干潟の造成にあたっては、土砂の確保が課題となっていることから、本来、海へ供給され海浜を構成する河川の堆積土砂である河道掘削工事により発生する残土を有効活用できるよう、河川管理者と連携を図る必要があります。

県担当課名 農林水産部水産基盤整備課
関係法令等 漁港漁場整備法

45 国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 宅地化が進んだ農村地域および海拔ゼロメートル地帯等において、地域の排水機場の更新整備を円滑に推進し、湛水被害を未然に防止できるよう、湛水防除事業の要件を緩和すること。
- 2 山地災害の未然防止および復旧対策を着実に進められるよう、治山事業に必要な予算を十分に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備に対して、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同様に、国の財政支援を強化することにより、地方負担の軽減を図るとともに、整備に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 過去に湛水防除事業で整備した排水機場であっても、現状、宅地化（受益面積の50%以上）が進んでいる場合には、本事業により更新整備を行うことができません。また、機械排水に依存している海拔ゼロメートル地帯の農村集落では、近年、台風等による風水害の頻発に伴い、甚大な被害の発生が危惧されています。

こうした中、地域防災の観点から、社会経済情勢の変化により宅地化が進んだ農村地域での排水機場の更新整備を可能とするとともに、海拔ゼロメートル地帯等においては、農地のみならず農村集落への湛水被害を防止できるよう整備基準の見直しが必要です。

- 2 台風や局地的豪雨等による風水害の頻発に伴い、山地災害対策の強化が求められています。山地災害危険地区における未然防止対策や山地災害の復旧対策を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保する必要があります。
- 3 県内の農地海岸および漁港海岸保全施設の多くは、伊勢湾台風直後に築造されており、老朽化が進んでいます。そのため、南海トラフ地震発生時の緊迫度が高まる中、海岸保全施設の長寿命化・耐震化などを早急かつ計画的に実施するよう求められています。

しかしながら、海岸保全施設の整備には、多大な時間と費用が必要となり、地方財政に与える影響も大きいことから、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同様に、国の財政支援を強化することにより地方負担の軽減を図るとともに、整備に係る予算を十分に確保する必要があります。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災対策事業実施要綱、森林法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律

46 障がい者の雇用をより効果的に推進する事業等の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 企業における障がい者雇用を推進するため、地域の状況に応じた柔軟で多様な取組に対する国の支援制度を創設すること。
- 2 企業の規模に関わらず障がい者雇用の取組が進むよう、障がい者雇用の意義についての啓発や障がい者の就労、職場定着を支援する人材の育成など、企業の視点に立った支援の充実を図ること。

《現状・課題等》

- 1 本県においては、これまで、障がい者雇用を県民総参加で推進していくため、三重労働局長と知事の連名で「障害者雇用率改善プラン」を発表し、企業や県民が障がい者の就労に関する理解を深めるための「ステップアップカフェ」(障がい者がフロントヤードで働くカフェ)の整備、精神障がい者の就労支援のためのスキルアップ研修、企業における障がい者の就労の課題を解決するコンサルティング、企業間ネットワークの構築など、企業や県民の意識醸成や人材育成などについて、独自の支援を行ってきました。また、平成28年2月には、三重労働局と本県で雇用対策協定を締結し、引き続き、障がい者の雇用促進に重点的に取り組むこととしています。

企業や県民の障がい者雇用に関する理解を深め、地域の企業における障がい者雇用を推進するためには、企業や県民と障がい者をつなぐ「ステップアップカフェ」を活用した企業研修や交流、企業間ネットワークにおける企業見学会や企業交流会の実施、精神障がい者へのきめ細かな支援など、地域の実情に応じた柔軟で多様な取組が不可欠であり、このような取組に対する国の支援制度の創設が必要です。

- 2 本県が平成25年度に実施した企業アンケートでは、障がい者を雇用している企業の63.4%が雇用を継続、拡大していきたいと回答しているのに対して、障がい者を雇用していない企業の82.1%が現状では難しい、現状では障がい者雇用は考えられないと回答しており、未だ企業間で障がい者雇用についての認識に差が見受けられます。また、厚生労働省が実施した平成25年度障害者雇用実態調査では、事業所が関係機関に期待する取組として、障がい者雇用に関する広報・啓発、職務内容や環境整備等について相談できる窓口の設置、雇用管理に役立つマニュアルや研修等の提供などが挙げられています。さらに、本県においては、経済団体、労働団体、福祉関係団体の関係者等から、企業において障がい者の就労、職場定着を支援する人材の育成が重要との意見が寄せられています。

一般的に、人員・体制等に十分な余裕がないと見込まれる中小企業等において、より一層、障がい者雇用の取組を促進するためには、例えば、人材確保のメリットなど障がい者雇用の意義について理解を深めていただけるような啓発資料の作成やセミナーの開催等の実施、ワンストップ相談窓口の設置、障がい者の受入に際して企業の担当者等が基本的な接し方や労務管理において留意すべき点等を学ぶことのできる研修機会の確保など、職場において障がい者の就労や職場定着を支援する人材の育成や体制の整備を図るための支援を充実する必要があります。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 障害者雇用促進法

47 次代を担う若者の就労支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 若者の地方企業への就職を促し、その定着率向上をめざすため、地方の魅力ある企業の情報発信について、県の取組と十分な連携を図ること。
- 2 新卒者等の正規雇用や非正規雇用の正規雇用への転換を促すため、奨励金や助成金の所要額の確保に努めるとともに、活用しやすい制度となるよう制度設計を行うこと。また、雇用制度改革については、地域の実情に十分配慮しながら早期に取り組むこと。
- 3 若者の職業的自立を促す効果的な支援が実施できるよう、若年者地域連携事業や地域若者サポートステーション事業において、所要額の確保に努めるとともに、支援対象者の重点化や支援実績の算定評価における基準の見直し等を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 人口減少社会において、生産年齢人口の減少により労働力の不足が懸念される中、本県では県内の高校を卒業した大学進学者の約8割が県外に流出し、県内の大学を卒業した者のうち5割強が県外で就職している状況にあり、県内の中小企業・小規模企業は特に人材確保に強い危機感を感じています。

このため、本県では、企業の経営者の想いや経営方針、社風、若手社員のメッセージや入社後のキャリア形成のイメージを若者に伝え、県内企業への就職促進につながるよう、企業情報をデータベース化し、若年者のニーズに応じた情報発信を行っており、今後も充実させていくこととしています。

国においては、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業と、若者のマッチング向上を図るために平成27年10月からユースエール認定制度をはじめたところですが、より多くの企業の参加を得て、魅力ある企業情報を発信していくには、例えばポータルサイトにおいて企業自らが職場情報を提供できる機能を付加するなど、地方自治体や関係団体の取組と十分な連携を図ることが必要です。

- 2 平成26年度の本県における新規大学卒業者の就職率は94.0%（平成25年度93.4%）、新規高校卒業者の就職率は98.2%（平成25年度97.9%）となるなど、新卒者の就職率が向上し、若者の雇用状況は改善してきていますが、一方で、本意ではない非正規雇用の割合が、25歳から34歳までの層では28.4%と高く、卒後3年以内の離職率も大学卒が約3割、高校卒が約4割と高止まりしている状況にあります。

このため本県では、学生が正規雇用の重要性を理解するセミナーや、企業が正規雇用の重要性や有益性を理解するセミナーを開催し、正規雇用や非正規雇用の正規雇用への転換が進むよう取り組んでいます。

企業に対しては、正規雇用の重要性等を理解することと併せて、トライアル雇用奨励金やキャリアアップ助成金の支給要件緩和や支給金額の大幅増額等インセンティブの付与が有効です。

また、「同一労働同一賃金」などをはじめとする雇用制度改革等の検討にあたっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業も多いことや、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にあること等の地域の实情に十分配慮しつつ早期に取り組み、雇用環境の改善を図る必要があります。

- 3 若年無業者は、平成 26 年度に全国で 56 万人にのぼり、15～34 歳人口に占める割合は長期的にみると緩やかな上昇傾向にあることから、職業的自立が課題となっており、就労に向け地域で包括的に支援する仕組みが求められています。このため本県では、若者就職支援機関等の連携ネットワーク構築を図るとともに、地域若者サポートステーションと連携し、自立訓練・職場体験事業を実施しています。

若年無業者の就労支援については、長い期間をかけてきめ細かく対応することも多く、これに対する正当な評価と所要額の確保が必要です。地域若者サポートステーション事業については、以前は評価の対象であった就労に結びつく進路決定者や短時間の就労からスタートする若者が対象から外され、また、単年度ごとの評価であることから、次年度以降のランク降格による減額を懸念するため、安定的に十分な支援体制を確保することが困難となっており、複数年度の採択・評価、就労へのきっかけをつかんだ若者への支援に一定の評価を行う等の見直しが必要です。

また、若年者地域連携事業については、事業効果をより高めるため、例えば大学中退者や 35 歳までの若者等、特定の対象者に重点を置いた支援の選択も可能とするなどの見直しを行う必要があります。

48 中小企業・小規模企業支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 事業の収益性はあるものの財務上の問題を抱えている中小企業の経営改善・事業再生を支援するため、中小企業再生支援協議会が窓口相談、再生計画策定支援およびモニタリング等を実施するための予算を十分に措置するとともに、各都道府県協議会の活動状況に応じた配分を行うこと。
- 2 県内の中小企業・小規模企業のニーズが高い次の事業について、平成 29 年度以降も継続するため、補正予算ではなく当初予算で予算措置すること。また、予算規模についても拡充すること。
 - ・小規模事業者持続化補助金
 - ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

《現状・課題等》

- 国においては、日本経済の再生に向けて取りまとめた「日本再興戦略」において、中小企業・小規模事業者への支援を柱の一つとして掲げており、平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本法が、同年 9 月に商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）が施行されました。一方、本県においては、地域の成長戦略として、平成 24 年 7 月に「みえ産業振興戦略」を策定し（平成 28 年 3 月改訂）、地域経済の活性化、雇用の安定・拡大に向けた取組を展開するとともに、平成 26 年 4 月に「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の重要な担い手である中小企業、特に県内企業の 9 割近くを占める小規模企業を支援するため、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに引き続き取り組んでいるところです。しかしながら、県内中小企業における景気動向は、リーマンショック以降徐々に回復傾向にはあるものの、消費税の増税などもあり、厳しい状況が続き、先行きに対する不透明感が広がっています。このため、国、県における支援策の実効性を高め、支援策の拡充・強化を図る必要があります。
- 特に小規模企業は、経営資源の確保が困難であり、「人的資源が不足」、「技術力、販路開拓、資金等の面で脆弱」といった課題があることから、中小企業・小規模企業振興条例やみえ産業振興戦略が求める「中小企業・小規模企業の経営の安定」を確保するため、さらに中小企業等が積極的に設備投資等に取り組めるよう、単年度の支援ではなく、継続的な支援を行う必要があります。

県担当課名 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

関係法令等 小規模企業振興基本法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

49 信用補完制度のあり方

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

「信用補完制度のあり方」の検討を進めるにあたっては、地方自治体、信用保証協会および金融機関の意見を十分に聴取するとともに、小規模事業者や創業期の事業者等の資金調達が円滑に進むように努めること。また、地域ごとの経営環境等をふまえた、きめ細やかな運用が行われるよう努めること。

《現状・課題等》

- 現在、国においては、中小企業政策審議会金融ワーキンググループで中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けて検討されているところです。
- 信用補完制度は、中小企業・小規模企業者の資金繰りを支える重要な制度です。本県においても三重県信用保証協会および県内金融機関と連携し、当制度のスキームを活用した三重県中小企業融資制度により、中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化に努めているところです。また、信用保証協会が中心となって、金融機関・中小企業支援機関を含めた中小企業支援ネットワークを構築し、地域一体となった中小企業支援に向けて取り組んでいます。このような取組を高度化・促進していくことが、実効的な中小企業・小規模企業の成長支援に繋がるものと考えています。
- しかしながら、中小企業の成長のタイミングや資金を必要とする状況は、個々によって千差万別であり、特に小規模事業者は外部環境の変動等の影響を受けやすいことから、信用補完制度は、金融機関等と信用保証協会が培ってきた信頼関係や、個々の企業の状況に応じた支援の経験を十全に発揮し、中小企業の実態に即した柔軟な運用が可能となる制度であることが重要です。

県担当課名 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 中小企業信用保険法、信用保証協会法

50 地域中小企業応援ファンド事業にかわる新たな支援策の創設

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

平成19年度から開始した地域中小企業応援ファンド事業について、平成29年度より順次貸付金の償還期限を迎えます。本事業は県内各地域において地域課題を解決するビジネス、地域資源を活用した新たなビジネスおよび農商工が連携した新たなビジネスの創出に大きな役割を果たしており、平成29年度以降においても、金利の低下にも対応した同規模の支援が行えるよう新規事業等対応策を講じること。

《現状・課題等》

- 地域中小企業応援ファンド事業は、本県では平成19年度より開始され、現在は「地域課題解決型」、「地域資源活用型」、「農商工連携型」があり、中小企業基盤整備機構・本県・県内金融機関が総額75.1億円を拠出して、その運用益により創業者および新事業を行う中小企業者への助成を行っています。平成27年度までの採択数は延べ338件となっていますが、これに対して応募者数は約2.60倍の880件となっており、事業者の需要も高く、中小企業・小規模事業者等が地域課題解決や地域資源活用による新事業展開を支援する有効な施策となっています。また、地域中小企業応援ファンド事業による各種ファンドの助成を受けた事業者により多くの商品が開発されるとともに、地域コミュニティの維持、活性化に重要な役割を果たしています。
- 本県の中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%、雇用の86.5%を占め、地域の雇用や経済、社会を支えている重要な存在であるため、貸付金の償還後も金利の低下にも対応した国による支援策を講じていただく必要があります。

(事例)

○地域活性化につながった事例 [地域課題解決]

典型的な人口減少・高齢化集落において、しばらく途絶えていた飲食店(日中営業)を創業した事業者が、地域のみならず県内外からの集客を実現し、地域に活力を生み出しました。それに刺激を受けた同地区内の個人商店がリニューアルして「いなかにおける個人経営のコンビニ化」を目指して新たに助成を受けるという好循環を生み出しました。

○地域活性化につながった事例 [地域資源活用]

少子高齢化の進む本県南部の集落において、地域の発展を願う漁業者・商店等の異業者が集まり、土日のみ営業をする販売拠点を立ち上げ、地域資源を活用した商品を販売し年間1,500万円の売上を実現しました。販売拠点のほか、名古屋等でのイベントに参加し地魚加工品等の販売を行い、地域資源の域外へのアピール機会を創出しました。また、朝市での惣菜販売が結果的に地元高齢者に対する中食支援となったことにより地域のきずなが深まり、コミュニティの維持と活力増大につながりました。

県担当課名 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課、地域資源活用課
関係法令等 中小企業基本法

51 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地域における産業集積の形成および活性化を目的に公布された企業立地促進法の施行から約10年が経過し、国内外の経済情勢等が変化していること、また、企業立地促進法に基づく支援措置の一部が廃止されていることから、産業集積の形成および地域内企業の成長等を促す方策を検討し、企業立地促進法に基づく支援措置の拡充を図ること。

《現状・課題等》

- 本県においては、市町および県が連携して、10地域で地域産業活性化協議会を組織し、企業立地促進法に規定される基本計画を策定しています。これらの基本計画において、各地域の産業集積の状況や産業振興計画等を踏まえて業種および区域を指定するとともに、基本計画の実現に向けて地域内市町が連携して企業立地の促進および地域産業の振興に取り組んでいます。
また、一部の市町においては、企業立地促進法に基づく固定資産税の免除（松阪市、紀宝町）や工場立地法の特例（松阪市）に関する条例を制定しています。さらに、各地域産業活性化協議会において、大都市圏での企業立地セミナーや地域内での企業交流会を開催するなどにより、企業立地の促進や地域内企業の連携等に取り組んでいます。
これまでに、県内企業から提出された企業立地計画19件、事業高度化計画12件を認定し、日本政策投資銀行の低利融資制度等を活用した設備投資等が進められています。
- 企業立地促進法施行から約10年が経過し、現在に至る間に、企業立地促進法に基づく支援措置の一部が廃止されています。また、この間、リーマンショック、東日本大震災などが生じるとともに、円相場的大幅な変動などがあり、国内外の経済情勢も大きく変化していることから、これらの変化をふまえて企業立地促進法に基づく支援措置の拡充等が必要です。
支援措置の拡充等に向けた検討においては、地域における新たな産業集積の形成や既存産業のさらなる発展に向けて、今後の地域経済を牽引する担い手となりうる地域中核企業（コネクターループ企業）の成長や、企業の経営戦略の策定や技術開発・販路開拓等を支援する産業支援機関のコーディネート機能の強化などを視野に入れる必要があります。
また、本県においては、新たな高速道路や県内幹線道路の整備により、さらなる企業進出や再投資が期待される一方で、既存工業団地等の分譲が進んだことから、活用可能な県内産業用地が減少しています。このため、産業用地の確保や工場跡地等の未利用地の再活用に対する制度の拡充が必要となっています。

県担当課名 雇用経済部企業誘致推進課

関係法令等 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）

52 「日本版DMO」創設に向けた支援メニューの拡充

(内閣府、観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 マーケティング（市場調査、分析、戦略策定等）から商品造成、販路拡大、販売流通システムの構築など、日本版DMOが核となる着地型ビジネスを構築するためのパッケージ型支援を充実すること。
- 2 地域における日本版DMOの運営を担う専門人材確保のための財政的支援、人材マッチングや派遣などの支援を充実すること。

《現状・課題等》

- 1 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」では、日本版 DMO を確立し、「観光地経営」や観光振興の取組を推進するために、マニュアルの整備や日本版 DMO 候補法人登録制度の創設が行われました。本県が、新たに策定した三重県観光振興基本計画では、観光の産業化を進め、三重の観光の「質」の向上を図ることを重要事項として位置づけており、多様な産業を巻き込んだ「みえ観光の産業化推進委員会」を設立し、平成 28 年度から、観光客の周遊データ等の収集・分析から体験メニュー造成等まで、パッケージにした事業を全県的に展開していく予定です。これまで、地域資源を生かした着地型旅行商品の造成や、旅行会社での販売促進なども行いましたが、地域では、市場調査や分析、戦略策定のマーケティング機能が整備されておらず、さらに販売流通チャンネルも少ないなど、持続可能な観光地経営を行う環境が整っていないのが現状です。地域が日本版 DMO を確立し、他地域と競争しながら持続可能な「観光地経営」を行うためには、自立的な運営が見込めるまで、マーケティングや商品造成、販路拡大などの事業展開をワンパッケージで実現していくための中長期的な支援が望まれます。
- 2 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、2020 年までに世界水準の DMO を、全国で 100 組織形成するため、情報支援、財政金融支援、そして人材育成プログラムの開発・提供や専門人材と地域のマッチングなど人的支援をおこなうこととしています。本県においても、観光人材の育成や確保に取り組んでいますが、日本版 DMO に不可欠なマーケティングスキルを有する専門人材は、多くが都市部に集中しており、地理的距離を埋めるために高額な報酬が必要など、人材を確保するために越えなければならないハードルがあるのが実情です。日本版 DMO を確立するためには、地理的不利など地方の実状をふまえながら、観光事業の経営戦略やマーケティングスキルを有する人材の確保を行うための財政的支援や、地域への人材派遣、地域と人材のマッチングなどに加え、中長期的に専門人材の量的拡大を図るために観光経営戦略およびマーケティングなどを専門的に学ぶ高等教育機関設立の早期実現など、より一層の支援が望まれます。

県担当課名 雇用経済部観光局観光誘客課

関係法令等 まち・ひと・しごと創生基本方針 2015、観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015、明日の日本を支える観光ビジョン

53 地方における訪日外国人旅行者誘致の取組に向けた支援

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方における国際会議等のMICE誘致に向けた支援を充実すること。
- 2 訪日外国人旅行者向けの地域のバリアフリー情報の発信を強化するとともに、バリアフリースターセンターのインバウンド対応能力向上に向けた支援を充実すること。
- 3 地方におけるビジット・ジャパン事業を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、MICE 誘致・開催の支援体制を抜本的に改善し、世界で戦える日本の MICE へと成長させるため、官民連携の横断組織を構築し、オールジャパン体制での支援を実施する方針が示されたところです。本県でも、伊勢志摩サミット開催を千載一遇の好機として、国際会議を中心とした MICE 誘致・開催促進の担当を新たに配置するとともに、三重県の実情に応じた MICE 誘致・開催に向けた取組方針を策定し、さらなる誘致をめざしています。平成 26 年に日本で開催された国際会議は 337 件 (ICCA (国際会議協会) 国際会議数統計) で、平成 16 年の 226 件の約 1.5 倍増となっていますが、開催が大都市圏に集中しており、地方への波及効果が求められます。
- 2 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」では、ユニバーサルツーリズムに対応したさらなる地域づくりを推進するため、主に高齢者・障がい者を対象として、地域内のバリアおよびバリアフリー情報の収集・発信や移動支援、相談対応等の旅行支援を行う「バリアフリースターセンター」について、先進事例の共有等により、各地における取組を拡大させるとともに、外国語による情報発信等によるインバウンド対応能力の向上を図るとしています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」でも、すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境が「観光先進国」の実現に向けての 3 つの重要な視点の 1 つであると示されました。本県でも、「パーソナルバリアフリー基準」と称する観光地版ユニバーサルデザインの基準を採用するとともに、訪日外国人旅行者に向け、絵文字 (ピクトグラム) による非言語化の取組を実施し、受入環境の向上をめざしています。2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に海外からの障がい者の来日が期待されますが、新たなビジネスチャンスにつながる地域のバリアフリー情報の提供およびインバウンド対応能力のさらなる向上につながる事業の充実が望まれます。
- 3 観光庁では、平成 28 年度当初予算 245 億円と平成 27 年度補正予算 56 億円をあわせて 301 億円の予算を確保して各種の取組を推進していただいております。本県でも、わが県を訪れる外国人旅行者増をめざし、ビジット・ジャパン地方連携事業に取り組んでいます。海女や忍者、F1 日本グランプリなど、三重県のクールジャパン資源を生かした地域づくりを進めるため、海外で地方のプロモーションを行うビジット・ジャパン事業のより一層の充実が望まれます。

県担当課名 雇用経済部観光局観光政策課・海外誘客課

関係法令等 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015、明日の日本を支える観光ビジョン

54 三重とこわか国体（平成 33 年開催）に向けた都市公園施設整備への支援

（国土交通省）

【提言・提案事項】制度・**予算**

県営五十鈴公園内陸上競技場、四日市市営中央緑地内体育館等の改修に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 平成 33 年に開催する「三重とこわか国体」を成功させるため、「県民力を結集した元気なみえの創造」を基本目標とし、関係機関、団体、市町ならびに県が一丸となって、開催準備に取り組んでいます。
- 国民体育大会の総合開・閉会式などの会場となる五十鈴公園内の県営陸上競技場の改修工事については最盛期を迎えており、体操競技会場となる四日市市の中央緑地内の体育館についても、平成 29 年度に建て替え工事に着手します。
- 「三重とこわか国体」の開催に向けて、五十鈴公園内の県営陸上競技場の改修工事など都市公園施設の整備を計画的に進める必要がありますが、多額の費用を必要とすることから、国の社会資本整備総合交付金の重点的な配分などの財政支援が必要です。
- その他の県営都市公園においては、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できるよう、平成 24 年度に策定した「三重県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の維持管理・改築更新に取り組む必要があります。

県担当課名 県土整備部都市政策課、地域連携部スポーツ推進局国体準備課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

55 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援、小中一貫教育およびチーム学校の推進などの教育課題に対応するための加配定数を維持・拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、小学校1、2年生での30人学級(下限25人)と、中学校1年生での35人学級(下限25人)を実施し、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。
また、加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- 2 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難になっています。このため、複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引き下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。
また、特別支援学級については、年々、重度、重複の障がいのある児童生徒が増加している中、これらの児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、多人数(7～8人)の学級での指導が困難になっています。このため、特別支援学級の学級編制標準の引き下げが必要です。
- 3 本県では、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせた対応を進めているところです。先行実施している30人学級の継続や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援、小中一貫教育およびチーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するため、加配定数の維持・拡充や教員以外の専門スタッフの法令上の位置づけを明確にすることが必要です。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

56 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 学力向上のための学習環境の整備に係る人的・財政的支援を拡充すること。
- 2 コミュニティ・スクール、学校支援地域本部(地域未来塾を含む)等の地域とともにある学校づくりの推進に向けた施策および人的・財政的支援を拡充すること。

《現状・課題等》

1 平成27年度全国学力・学習状況調査における学校に対する調査(学校質問紙調査)結果から、本県では、小中学校ともに授業の進め方(授業スタイルの確立やノートの活用、教科の目標を明確にした計画的な言語活動の位置付け等)、少人数指導の実施等、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立について十分なされていないことが明らかになりました。

より具体的・実践的な授業研究をともなう研修会の充実など、学力向上のための学習環境を整備するためには、次に掲げる財政的支援および人的支援の拡充が必要です。

- ・県内市町における学力向上の取組を促進するため、学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援および言語活動の充実に向けた支援、退職教職員等を活用したサポートスタッフによる学力向上の支援等を、教科を拡大して実施するなど、学習環境の整備について財政的支援を拡充すること。
- ・学力向上に特化した研修を全ての小中学校で実施するため、県内市町の指導主事等を対象とした研修に、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を派遣していただくとともに、国立教育政策研究所が開催する授業改善の長期研修に多くの教員が参加できるようにすること。

2 平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会の「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)によると、コミュニティ・スクールでは、地域との連携により学校運営の改善が図られる中で、教職員の意識改革や、学力や学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識が明らかにされています。

平成27年度全国学力・学習状況調査における本県の結果は、全ての教科で全国の平均正答率を4年連続下回りましたが、前年度大きな課題が見られた、小学校の国語Bと算数Aを含め、中学校理科を除く全ての教科において全国平均との差が前回より縮まり、小中学校ともに改善が見られました。なかでも、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を行っている学校では、平均正答率等において向上している傾向が見られます。

平成28年度の本県の公立の幼稚園、小・中・高等学校におけるコミュニティ・スクールの指定校数は、65校園(幼稚園2園、小学校43校、中学校18校、高校2校)となっています。また、公立の幼稚園、小・中学校256校園(幼稚園23園、小学校173校、中学校60校)が学校支援地域本部を設置しています。

【参考】公立小中学校におけるコミュニティ・スクール設置率：本県11.9%、国目標値：10%(平成28年度)

平成28年3月に策定した「みえ県民カビジョン第二次行動計画」および「三重県教育ビジョン」の推進目標に、コミュニティ・スクール等の推進を位置づけました。

【参考】平成31年度目標値：三重県型コミュニティ・スクール27%（144校）、学校支援地域本部50.8%（271校）

現在、地域未来塾未設置の市町に対して導入促進を働きかけるとともに、コミュニティ・スクールに比べ導入しやすい学校支援地域本部の取組を拡大する中で、学習意欲や学力の向上等を図っていますが、学校・家庭・地域が協働して学校運営や教育活動等に取り組み、子どもの教育環境の充実を図るためには、学校支援地域本部の取組からコミュニティ・スクールへのステップ・アップを促進する必要があります。

また、県内すべての学校において、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の「地域とともにある学校づくり」を広く推進するためには、コーディネート機能の強化が必要です。様々な人々や活動をつなぐ役割を担うコーディネーターの確保やネットワーク化の促進、資質の向上を図るとともに、中学校区や市町全体における体制づくりに向けた支援が課題となっています。

コミュニティ・スクール導入後の継続的な支援が得られないこと、国のコミュニティ・スクール推進のための制度変更等による自治体の予算面での負担増や教職員・事務職員の加配措置の廃止は、新たな実施や取組の拡大を図るうえでの課題となっています。

また、学校運営協議会が教員の任用に関する意見を述べることにに対する抵抗感も、学校が導入に踏み切れない要因の一つとなっていることから、平成28年1月に示された「次世代の学校・地域」創生プランの一体改革工程表に基づく制度改正（平成28年度を目的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出等）が望まれます。

学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を展開するため、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちを含めた、小中学校の児童生徒を対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を推進することが必要です。

57 子どもたちの体力向上のための施策等の充実

(スポーツ庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査で明らかとなった体力向上に向けた課題等への対応策について、「幼小連携した体育活動の推進」や「地域との協働における小学校体育活動指導体制の充実」などの施策を講じること。
- 2 子どもたちが運動・スポーツに親しみ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する基礎が培われるよう、中・高等学校における運動部活動への外部指導者の派遣に係る財政的支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から明らかになった課題を解決するため、各学校において体力向上に向けた取組（目標の設定、1学校1運動、体力テストの継続実施、授業の工夫改善、生活習慣の改善等）を進めているところです。
小学校就学前の遊びを通じた運動経験は、多様な動きを身につけるだけでなく、小学校期以降の運動機能の基礎を形成することにつながるため、教員等への研修の充実をとおして、幼稚園等における運動機会を拡充するとともに、小学校と連携した取組を進めていくことが大切です。
また、教員が児童の発達段階に応じた科学的な指導法を身につけることにより授業の工夫改善や教員の指導力向上につながります。体育指導の専門性を有する教員が少ない小学校において、体育の授業や体育的活動に地域の外部人材を積極的に活用し、指導体制の充実を図ることが必要です。
- 2 本県では、平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成32年に全国中学校体育大会、平成33年に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催を控えている中、専門性を有する外部指導者を中学校および高等学校に派遣するとともに、指導者を対象にした指導力向上のための研修会を開催し、運動部活動の充実を図っています。
現在、スポーツ庁委託事業である「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」を積極的に活用するなど、スポーツ医・科学等の専門性を有する外部指導者等の確保に努めているところですが、学校や地域の要望が年々高まっており、ニーズに応えられていない状況です。
専門的な知見を有する外部指導者を活用することは、生徒の豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うだけでなく、部活動顧問の指導力向上や負担軽減にもつながることから、さらなる事業の拡充が求められています。

県担当課名 教育委員会事務局保健体育課

58 高等学校専攻科の法的な整備の推進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

高等学校専攻科修了者に対し、短期大学卒業者に対する短期大学士や高等専門学校卒業者に対する準学士と同等の称号又は新たなふさわしい称号が付与されるようにすること。

《現状・課題等》

- 本県では、看護や水産に関する専攻科を設置しています。
- 製造業が盛んな本県では、新たに工業高校に専攻科を設置し、より高度な知識や技能を身につけた人材の育成をめざしているところですが、就職後の待遇面において専攻科修了生は高等学校卒業者と同等となるため、専攻科に進学する生徒のメリットが乏しい状況です。
- 学校教育法等の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月から施行され、文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校の専攻科修了者が大学等に編入学できるようになりましたが、高等学校の専攻科の学修が大学等において単位認定することができるよう規定されるにとどまり、称号については示されていません。
- 看護に関する専攻科において 5 年一貫教育を実施していますが、看護師として就労する中で、同年齢の短期大学卒業者の看護師と比較して待遇面で不利になる場合があります。
- 高等学校専攻科について、教育課程や授業時数等の基準を整備し、高等学校専攻科修了時に短期大学士や準学士と同等の称号又は新たなふさわしい称号が付与されるとともに、企業にそれらを周知することで、就職後の資格等を短大扱いとするなど待遇面を改善することが必要です。

県担当課名 教育委員会事務局高校教育課

関係法令等 学校教育法

59 海女漁の文化財指定への取組

(文部科学省、文化庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

《現状・課題等》

- 鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、器械を使わず自らの身体と簡単な道具のみを使用し、素潜りである海女漁という伝統漁法を守り伝えています。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながり等、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育んでおり、単なる伝統漁法ではないことを示しています。
その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課すなど、「海」と共に生きてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。
鳥羽・志摩地域における海女の人数は、昭和24年には6,349人でしたが、平成22・23年度に行った本県の調査結果では978人と大きく減っており、高齢化も顕著となりました。さらに、平成26年には755人と減少傾向に拍車がかかっている状況です。今後、海女漁や海女の文化の衰退により、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。
- 本県では、国の補助金を活用して、民俗文化財調査を平成22年度から25年度までの4年間実施してきました。その調査結果をもって、文化財の保護団体である「海女保存会」の設立や、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の県無形民俗文化財指定などの取組を進めてきました。また、海女漁の存続や文化財の継承に資する水産業の振興策についても、「海女保存会」や本県を含めた9県による「全国海女文化保存・振興会議」を設立し、検討・協議しています。
- 今後、「海女保存会」等による文化財保護の取組を一層進めるためにも、伝統的な鳥羽・志摩の海女漁が早急に国重要無形民俗文化財に指定されることが必要です。
また、海女漁の未来を見据え、わが国を代表するだけでなく、世界的に稀少な漁法として、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向け配慮いただく必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産保護条約